

バシレイオス2世新法再考

—10世紀ビザンツ皇帝の財政問題と教会政策—

大 月 康 弘

I

「余は、敬虔さと徳において際立った修道士たち、また他の多くの者たちから、神聖なる教会および慈善諸施設に関してニケフォロス帝により発布された命令が、現今の災難、そしてあまねく認められる激変と混乱の原因と源になっていることを知った。そして、教会および慈善諸施設に対してだけでなく、神に対しても不正義、侮辱となっていることをも知った。事態は事実そのものによっても立証されている。なぜなら、この法令の諸規定が実施に移されて以来、余の時代このかた何一つとして好ましいことが訪れず、逆にあらゆる不幸から免れることは決してなかったと思われるからである。したがって余は、敬虔なるこの黄金印璽付文書（クリュソプーロス）によって、上述の法が今日只今から破棄され、以後無効となるべきことを命ずる。それに代わって、至高にして最も敬虔なる名声高き余の祖父、曾祖父、また大曾祖父によって神聖なる教会および慈善諸施設に関して定められた従前の諸規定が、再び施行される。本規定が確実かつ不動のものとなる

ために、余は自ら署名し、黄金印璽をもって封緘されるよう命ずるものである。第一インディクティオ、6496年の4月4日。」

これは、世界暦6496年、西暦では988年4月4日の公布日付けをもつ皇帝勅令（黄金印璽付皇帝文書 *chrysobullos*）のテキストである。⁽¹⁾『教会・修道院に関するニケフォロスの新法を廃棄するバシレイオス帝の新法』という表題をもつこの勅令は、ときのビザンツ皇帝バシレイオス2世（在位976-1025年）によって発布された、と考えられるものである。それは、一読して分かる通り、彼の二代前の皇帝ニケフォロス2世フォーカス（在位963-969年）によって発布された教会・修道院所領に関する法規定の破棄を宣言し、それ以前の諸法の有効性を復活させようというものだった。

破棄対象とされる法令は、ニケフォロス2世フォーカス治世の第7インディクティオ、つまり西暦963年9月—964年8月の間に発布されている。ニケフォロスは、対アラブ戦役で軍功著しい英雄的軍司令官 *δομέστικωσ τῶν σχολῶν*⁽²⁾ で、ロマノス2世（バシレイオス2世の父。在位959-963年）の夭折後、963年8月15日にコンスタンティノープルに入城して帝位に就いた人物だった。彼は、戴冠後ほどなくして、修道院・慈善諸施設の建設とそれへの寄進を厳格に禁ずる一法令を発布していた。⁽³⁾ 後に見るように、この立法は、当時広範に見られた修道院や教会施設（孤児院、養老院、病院等）の新規設立を規制し、貧者への慈善や、荒廃したまま見捨てられている既存施設の復興を優先させようというものだった。

教会施設の設立は、各々の地域の府主教 *metropolitan*、主教 *episcopus* の「監督」⁽⁴⁾ *ἐπιτήρησις* を不可避の条件としており、また、新しい施設の設立は経済基盤となる土地その他の財貨の「寄進」を随伴したから、かかる行為は自ずから、府主教座、主教座への「土地寄進」、すなわち教

会貴頭者による「土地兼併」を含意していた。しかもこれら宗教的特殊財には、個別的に地租その他についての免税特権が与えられることが多かったから、その設定は、単に私的な行為にとどまらず、国家財政上の一大問題でもあった。ニケフォロス・フォーカスの964年禁令は、そのような施設の新規建設行為を規制し、府主教座、主教座の土地拡大を禁ずることに大きな狙いがあったと考えられている⁽⁵⁾。

しかし、ニケフォロス・フォーカスの964年新法は、それまで長年にわたりビザンツ社会に馴染んだ慣習、つまり富裕者が独自の修道院・慈善施設を創建しようとする志向を、容易にうち崩すことは出来なかった。この慣習は、ローマ帝国がキリスト教を国教として以来、皇帝を含む多くの有力市民により為されてきた「善行」慣習だったのである⁽⁶⁾。ニケフォロスの法がこの慣習を止められなかったことは、のちの諸法令が雄弁に物語っている。例えば、バシレイオス2世が、ニケフォロスの964年新法の趣旨を引継ぎ、したがって「自身の988年新法」を復古にして996年に発布する新法は、その間の事態の不変と状況のいっそうの深刻化を示唆している(後述)。

かくして、ニケフォロスの964年新法と「バシレイオスの988年新法」は、注目すべき論争的的となってきた。前者は撤回されたのか、あるいは単に無視されたのか？ もし正式に撤回されたとするならば、いつ、どの皇帝がこれを破棄したのか？ 後者がそれに当たるのではないのか、否か？ さらにはまた、いかなる事態によって、公式の政策転換が引き起こされたのか？

ニケフォロスの新法の無効を宣する上記の「バシレイオスの988年新法」が、この問いに対する一つの解答を用意してくれるはずである。ところが、この史料は、多くの研究者たちから「出来の悪い偽作」として疑念をもって見られてきた。F・デルガー、G・オストロゴルスキー、P・ル

メル、N・スヴォロノスといった研究者たちが、あるいは10世紀ビザンツ社会論の立場から、あるいはまた文書学の立場から、この新法の真正性を疑い、あるいは否定してきたのである。しかし他方、この史料の信憑性を支持する研究者も少なからず存在してきた。P・カラニスやV・ヴァシリエフスキー、A・P・カジュダン、I・コニダレス、J・P・トーマス等が、これを真正なものと思なし、10世紀ビザンツ帝国政府の土地政策、教会政策の解釈を試みてきたのだった。

本稿では、これらの議論の概容を紹介・再検討し、一定の見通しを得ることで、10世紀ビザンツ帝国の社会経済事情の一面を考察してみたい。それは、この中世地中海帝国における国家権力、教会・修道院、また「有力者」層間の独特な関係を、国家の財政運営と教会政策の側面から考察するための予備的作業である。

II

さて、上の988年新法の中で言及される「祖父」*ὁ ἀοίδιμος τῆς βασιλείας ἡμῶν πάππος*、「曾祖父」*ὁ πατὴρ ἐκείνου*、「大曾祖父」*ὁ ἐπίπαπος*とは、それぞれコンスタンティノス7世ポリフュロゲニトス（在位913-959年）、レオン6世（在位886-912年）、バシレイオス1世（在位867-886年）のことである。そして、復活されるべき法令とは、コンスタンティノス7世の947年新法 *Novella de potentibus*⁽⁷⁾、レオン6世の新法第14⁽⁸⁾、またバシレイオス1世期に編纂が開始された『バシリカ』*Basilica* 中の二法⁽⁹⁾（5.1.7, 5.3.8）のことと考えられる。

歴代皇帝たちは、それぞれの法令の中で、俗人信徒による聖堂や種々の教会機関（救貧院、病院、孤児収容施設、老人収容施設等）の設立、あるいはそれらへの寄進を認め、推奨する政策をとってきた。それは繰り返す

までもなく、4世紀にローマ帝国がキリスト教の信仰を受け容れて以来、イコノクラスム期を例外として、帝国政府の基本的態度であり、マケドニア朝の諸皇帝も同様の姿勢を示してきたのだった。

9世紀後半に始まるマケドニア朝の諸皇帝が、新法 *Νεαρά*, *Novella* と呼ばれる一連の法令群を發布したことはよく知られている⁽¹⁰⁾。それらは、主に帝国財政に関わる諸問題を扱い、したがってまた帝国内における土地所有をめぐる社会編制を規定し、政策的に誘導しようとするものだった。富の最大の源泉である土地の所有関係は、ビザンツ帝国にあっても重要な意味をもっていた。皇帝・国家権力は、「古代末期」以来、帝国内の土地と人民から諸税を徴収する綿密な財政・徴税体系を備え、国家の運営を行ってきたのであって、それは同時代の西欧中世社会における国家財政の未成熟とは鮮やかなコントラストをなしている⁽¹¹⁾。ローマ帝国の遺産を受け継いで高度に鍛え上げられた国家財政機構は、この中世地中海帝国の特質を示す精華であるといってもよい。制度化された収奪装置を備えた国家権力にとって、富の生産管理と土地所有者間の社会編制のあり方は、極めて重要な政策問題であった。

10世紀のビザンツ社会において、国家官職貴族、帝国軍事機構の仲間入りを果たした属州貴族、また教会・修道院の高位聖職者は、史料中で「デュナトイ」*δυνατοί* と呼ばれる有力者層を構成していた。彼らは、公的機構にコミットし、相当量の資産を有し、またしばしば財政制度上の特権を享受した点で共通していた。とりわけ、教会・修道院財産とその管理者としての高位聖職者たちは、当時のビザンツ帝国の社会経済構造の中で極めて興味深い重要な存在であった。V・G・ヴァシリエフスキー、P・ルメル、P・カラニス、H・G・ベック等の推定によれば、7世紀末には帝国の耕地面積の3分の1が教会・修道院の所有地であったという⁽¹²⁾。8世紀のイコノクラスム運動は、修道制の拡大を抑制し、修道院財産の多くを接

収したが、これも一時的なものにすぎなかった。教会・修道院はビザンツ社会に深く根付き、修道士を含む聖職者はビザンツ社会に相当の影響力を及ぼしていたのである。この事実、イコノクラスムの終結後、修道施設の数が再び急速に増大しはじめたことによって端的に示されている。教会・修道院帰属の財産も、贈与と購入によって拡大し始め、それは、上記ヴェシリエフスキー等の試算によれば、おそらく10世紀前半までには7世紀時点に匹敵するほどの所領面積になっていたと考えられ、さらに拡大傾向にあった。

10世紀マケドニア朝の諸皇帝は、大土地所有の拡大を抑制しようとし、そのために自由農民と兵士の土地保有の保護に努めた、といわれる。確かに、ロマノス1世レカペノス（在位920-944年）からバシレイオス2世に至る皇帝たちは、ヨハネス・ツィミスケスを例外として、この目的のために少なくとも一つ以上の新法を發布した。これら新法の大半が後世まで残され、10世紀ビザンツの社会経済事情解明のための主要な史料になっているわけである。これらの史料に依拠して研究者たちの多くは、この時代に、まさに帝国権力と有力貴族層とのあいだで「闘争」が展開されたと考えてきた。すなわち、「国家」koinonが健全であるための必須要素と見なした自由農民と兵士の土地保有を懸命に維持しようとした中央政府と、手段の正邪を問わず何としてもそれらの土地を併合しようとした貴族層、この両者のあいだの「闘争」が行われ、それがこの時代を特徴付ける現象だったというのである。そして、この「土地貴族」に、教会・修道院財産を管理する高位聖職者が含まれていた。

ニケフォロス・フォーカスが964年に發布した新法は、この大土地所有者＝「土地貴族」たる教会・修道院に大打撃を与えたという意味で、極めて重要な立法だった。ニケフォロスは、自らの見聞を踏まえて、修道士を含む「墮落した」聖職者の現状を縷々告発し、教会・修道院の新規建設、

すなわち土地・動産を含む「教会寄進」を禁じたのである。長文の法文の中から、注目される部分を引いておこう（括弧内は筆者補注、以下同様）。

「我々の救いを思し召しになられる父なる神の御言葉は、その方法をお示しになり、富と多くの所有物を得たいという我々の欲望がその最大の障害となることを直接にお教えになられる。我々が慎ましく生きることをお望みになられる神は、我々がモノや錢入れや衣類のことばかりでなく（マタイ伝 10. 10.）、明日の食料のことを考えることをも禁じられた。そして今、余は、修道院と神聖なる諸施設において生じていることを見、明らかなる墮落を覚知するのである。ただし、余はこの貪欲を墮落としか言い表しえない。余は、克服すべき邪悪をどう扱ったらよいのか、貪欲をいかに抑制したらよいのかを知らない。彼らは、師父たちの誰に従っているのか、誰の教えをえてかかる過度と愚劣さに立ち至ったというのか。彼らは、日々全身全霊を、計り知れない広さの土地、豪華な館、数え切れないほどの馬、牛、駱駝、その他の家畜を手に入れることに向けてきた。それは、無益な没頭によって修道士の生活を俗人の生活と変わらないものとしている。

……キリストは申された。神の王国は、大いなる努力をもって、多くの困難を通じてのみ達せられる、と。しかし余が、修道誓願を立て修道生活を示す服装を身に付けた者たちが、如何にその誓いを破り、その行いによって如何にその装いに反しているかを見るにつけ、それがキリストの名を嘲笑するための虚しい見せ物であると呼ばずにおれようか。たくさんの土地や村落を獲得したり、その産出する物のことに心を傾けることは、使徒の定められたことでもなければ、教父たちの教えでもない。それは、有徳の生活とは調和せず、肉体が必要とする以上の事柄である。このとき、精神的なものは世俗的なものの前に

負けてしまっているのである。

必要は、時とともに節度がなくなる。まるで、邪悪が小さくはじまりながら計り知れない大きくなるのと同じである。そのとき、主を喜ばせるために何かをし、自らの罪の赦しを得たいという願いにつき動かされた者が、物的関心を持たず財を売りその益を貧者に分け与えよ、というキリストの申される簡単なご命令をかくも無視するというのは、どうしたことなのだろうか。キリストのこの命に従う代わりに、彼らは、それを困難で厄介なものとし、修道院やクセノン（「病院」）、またゲロコミオン（老人収容施設）の建設に躍りになってしまっているのである。そのような施設が十分でなかったときには、その設立は賞賛されるべき大いに有用な行為であった。実に、施設設立者により為された善行は、より不動のものだった。何故なら、彼らは、ある場合には食事や身体の手世を望み、他の場合には魂の動きとより高次の生活への配慮を望んだからである。しかし、施設の数が大いに増大し、必要に比べて均衡を欠き始めているのに、人々が依然として修道院建設に向かっているならば、この善行が悪意と混ざり、小麦に毒麦が混ぜ合わされていると、どうして言わずにおれようか。

……もし美しい行為 *φιλόκαλοι*, 偉業 *μεγαλοουργοί* を愛する者がいれば——余はそれを名誉心 *φιλότιμον* と呼ぶ——, そして修道院やクセノン, ゲロコミオンを建設したいと思う者がいれば, その者たちは何人からもその行為を阻止されない。しかし, 余が既に述べたように, 現存する修道院の中には, 荒廃していかなる部分も立ち行かないようなものも多くあるのだから, その者たちにこれらの修道院の面倒を見させ, これらの修道院に手を差し伸べさせ, これらの修道院を通じて神への愛を示させるべきである。しかし, 彼らがこれらの修道院を無視し, それらに目を閉じ脇に追いやって, 福音書のことばを使ってほ

かの新たな修道院の建設に邁進する限り、余はこれを賞賛もしなければ認めもしない。なぜなら、余は、かかる行為に単なる虚栄と明らかなる狂気しか認めないからである。

かくして余は、現存しながら現在荒廃し、援助が必要な修道院への配慮を命ずる。しかし、これによってそれら施設が、土地や所領、建物を与えられることを意味しはしない。——なぜなら、既に与えられたもので、それらの修道院は十分もっているのであり、ただ配慮がなされておらず、資金が無いがために耕作されずにいるだけだからである。これらの修道院への配慮を意義あるものとする者たちが、彼らが望む俗人の者に自身の財を売却し、また金銭をもってそれら施設に従僕 *oikéτας* と雄牛、羊その他の家畜を与えるべし。

……このとき只今より、何人も土地・所領を、修道院、ゲロコミオン、クセノン、また府主教、主教に与えることをしてはならない。なぜなら、このような贈与はそれらにとって何ら益しないからだ。しかし、もし現に存在する聖なる施設、修道院の中で、運営がまずかったが故に土地が残されていない施設があれば、必要な土地の獲得を禁じられはしない。ただし、その土地の獲得も、皇帝による審査と同意の後に行われること。庵 *kellia* やいわゆるラヴラ（共住修道院）の建設については、余はこれを禁じない。これらの庵やラヴラがその境界を越えて土地・所領を得ようとしなければ、余は、かかる行為はまことに賞賛されるべきものとする。……」

ニケフォロスが、修道生活の軽視や信仰心の欠如からこの新法を発布したのでないことは容易に理解されよう。ニケフォロスは、信心深く敬虔で禁欲的で、生涯を通じて隠遁生活に憧れたと伝えられ、事実、アトス山のラウラ修道院の創設者アタナシオスの友人でもあり、その修道院設立に力

を貸している。⁽¹³⁾ ニケフォロスが修道院に対して採った厳格な措置は、修道生活そのものに対するものではなかった。彼の目標は、何よりも、修道施設や慈善諸施設の新規建設の抑制であり、寄進による教会・修道院の土地・所領獲得の禁止であった。

この新法でのニケフォロスは、修道生活の改革や阻止を目指してはいない。その序文が明快に示しているように、この法令によって修道生活に安寧がもたらさることが彼の望みであったことは、まず疑いないだろう。彼の意図は、むしろ多分に経済的・政治的なものであったと考えられる。今や修道院数が過剰で、それらが余りにも多くの土地を所有していた。ところが、修道院に耕作手段がないが故に、これらの土地の大半が休耕中だ、と勅法は端的に告発するのである。カラニスによれば、ニケフォロスは、帝国全体の経済力の向上のために、そして国庫収入の増加のために、これらの休耕地を耕作に向けさせようとしたのだ⁽¹⁴⁾。

III

ニケフォロスのこの真摯な 964 年新法を破棄する「988 年新法」は、はたしていかなるものなのだろうか。その真意と起草の理由、実際の効力、そして真正性をめぐって、多くの研究者が議論を展開してきた。

19 世紀の傑出した中世ローマ法学者ザハリアエ・フォン・リンゲントール Zachariae von Lingenthal をも含めて、それまでの新法の初期校訂者たちは、これを真正なものとして扱ってきた。⁽¹⁵⁾ その真正性に疑義が提起されるようになったのは、今世紀に入り、ビザンツ皇帝文書の総点検という偉業を果たしたミュンヘンの碩学フランツ・デルガー Franz Dölger によってであった。デルガーは、その皇帝勅令総目録『レゲスタ』の中で、①988 年新法が、のちにやはりバシレイオス 2 世によって発布され、疑い

の余地なく真正な996年新法において言及されておらず、また、②988年新法はこの996年新法の趣旨に反する、と論じて、それが偽作であるとの見解を表明したのだった。⁽¹⁶⁾ デルガーはまた、短く「印璽のあり方が異常である」とも述べて、伝承テキストそのものの有効性についても疑問を投げかけている。

ゲオルグ・オストロゴルスキー George Ostrogorsky を含むその後の論者たちは、デルガーのこの議論を基本的に踏襲した。⁽¹⁷⁾ 彼らは、この立場をとることによって、10世紀マケドニア朝のその他の新法に見られる「反大土地所有者的」＝「反修道院的」政策傾向と、988年新法に見られる「親修道院的」色彩のコントラストを強調し、後者の孤立性を浮き彫りにしようとしたのである。

さて、バシレイオス2世は、996年になって、ニケフォロスの修道院政策をある程度復活させる措置をとっている。⁽¹⁸⁾ バシレイオスは、新たな修道院建設を農民階層の絶滅を脅かす力の1つと見なし、996年新法の中で、「有力者」としての府主教・主教の蚕食から農民階層を保護しようとしているのである。彼は、長文にわたるこの新法の第3章を「自由村落」内での修道院建設の問題に充て、かかる修道院の新規土地獲得を事実上禁止した。以下は、その問題の第3章である。

「ほとんど全てのテマからの報告により、余の注意を促してきたのは、多くの村落が疲弊し、不当な扱いを受けているということである。すなわち、幾つかの村落は絶滅の危機にあること、そしてその理由が「修道院」*μονατηρία* に認められること、である。というのも、多くの村落において、農民が自所有地に聖堂 *ἐκκλησία* を建て、他の村落民の同意により彼の全財産をこの聖堂に寄進し、余生を修道士となつてそこで過ごすということが起こっている、と言うのである。これが、

別の村落民、さらにもう1人、と行われ、かくして聖堂は2・3人の修道士を集めている。これらの修道士が死ぬと、当地の府主教・主教が聖堂を引継ぎ、これを「修道院」と呼ぶ。府主教・主教は、かかる「修道院」を自ら府主教座・主教座施設として保持し、あるいは有力者に (*δύνατοις*) *παι* 贈与物として付与し、そうすることで村落を疲弊させ、不当に扱い、破壊しているのである。かくして余は、このようにして建てられた祈禱堂 *εὐκτήρια* の全て——それらを修道院と呼ぶことを余はしない——が、農民に返還されるよう命じ、府主教・主教の権利主張を無視すべきよう命ずる。そして、もし府主教・主教がそれらを何人かに贈与物として付与することがあったならば、贈られた者は、それらを修繕し長期にわたり保持していたとしても、排除されることとする。というのも、ここにおいて余は、時効についての規定(40年が経過すれば、事実上の占拠も合法的な所有に転化とする規定)が適用されないことを命ずるからである。上述の祈禱堂は、村落民に返還されねばならない。彼らは、祈禱堂を村落共同体の管理権のもとで維持すること。そして、以前から住まいを提供している修道士以外には、住まいを提供してはならない。府主教・主教がこれら聖堂に対して有する権限とは、以下のものに限る。すなわち、儀礼中に自らの名前を唱えさせる権利、叙階する権利、そして修道士に破戒行為があった場合の矯正権、である。彼らは、慣習的な寄付、また修道院から得るところの如何なる寄付をも受け取ることはできない。他方、村落は、以前から収容する人数以上の修道士を上述の祈禱堂に収容してはならない。

このような祈禱堂のあるものにたいして皇帝から「年金」*σολέμνια* が与えられたり、また「蠟燭金」*φωταφίαι* が下賜されたり、さらにはまたこのような祈禱堂が修道士の僧坊 *καθίσματα* をもつときには、

それらの所有は本来は正しくないのであるが、それらがすでに「皇帝の恩寵の」*προνοίας βασιλικής* 対象となっていたならば、そしてこれら年金、蠟燭金、修道士の僧坊は他人に委譲されてはならない。余がそれを修道院とは呼ばず、「修道士のいる村落祈禱堂」*εὐκτήρια τοῦ χωρίου, ἔχοντα (ὡς εἶρηται) καὶ καλογήρους* とよぶのもまさにいま述べた事情による。

この種の修道院 *μοναστήρια* が、村落によって、またその他の人間によって建立され、すでに近隣者の多くの剃髪がそこで行われ、またそこに自らの所有地を有し、その後拡大してそこに8~10人ないしそれ以上の修道士を収容しているときには、これもまた厳密に法と合致するわけではないが、府主教・主教は、かかる修道院を保持してもよい。さらに彼らは、彼らが望むところの者にこれら修道院を付与・委譲してもよい。ただしそれも、このような修道院が8~10人以上の修道士を抱えていたか、ないしは現在抱えており、その扶養のための現実的手立てを持つ場合に、これを認める。何故なら、余の曾祖父皇帝ロマノス(1世レカペノス)により禁じられ、またいま改めて余の威光により禁ずる故に、それらは新たな兼併ができないからである。余のこの現下の命令の交付の後に、また、8~10人以上の修道士を抱えるそれら施設を余が修道院と規定したが故に、府主教・主教が聖堂に、より多くの修道士を割り当てたとしても、余はこれを許さない。これら聖堂がそれに属する修道士の全員を給養するに十分な土地を持つ場合も、余はこれを許さない。余は、それらは依然として聖堂であり、村落共同体の管理下にあるものとする。独立して古くからある大修道院については、以前と同様、それらが府主教・主教の権威のもとに留まることを命ずる。彼らは、望むところの者にそれらを贈与し、委譲することができる。それは、当該施設が十分な数の修道士を有して

おらず、あるいは府主教・主教の怠慢から全く修道士のいない場合であつたとしても、である。」

皇帝バシレイオス自身の説明によれば、敬虔な村落民が彼らの村落内に聖堂を建て、修道生活を送っている。これらの小施設「祈禱堂」は、その設立者が没した場合しばしば深刻な運営危機に直面し、かかる事態に当たって、当地の府主教・主教がしばしばそれを「修道院」として取り込むことが生じていた。府主教・主教には、管区内の宗教施設に対する「監督権」が認められていたから、事態に応じて、介入のチャンスと教会規律上の道義的義務の双方が与えることとなったのである。府主教・主教は、これらの施設を、あるいは教区修道院として併合し、あるいはまた、その運営と開発のために、施設を裕福なパトロンに委託した。その結果、彼らパトロンが「村落共同体の」共有財産を獲得することともなり、「有力者」層による土地兼併の阻止を目指す当時の現行法規定にほころびが出ることとなった、というのである。バシレイオス2世は、この996年新法によって、かかる「贈与」「移譲」が旧に復され、施設が共有の聖堂として農民共同体に戻されるべき、としたのである。バシレイオスは、府主教および主教に対し、これら施設における彼らの伝統的な名譽的諸権利（「儀礼中に自らの名前を唱えさせる権利」、「叙階する権利」、「修道士に破戒行為があつた場合の矯正権」）を認めた。しかし、彼らがいかなる経済的権限をも行使することを禁じたのだった。

この996年新法の一文を見ると、バシレイオスは、教会施設に関わる私的財産権について深い理解をもっていたように思われる。施設に対する諸権利と、それが生み出す経済的利得の帰趨が、ここでのバシレイオスの関心事である。バシレイオスは、村落内に出現した小規模施設について、その本来のステータスを回復させ、それによって教会貴顕者の「監督」権行

使による「不当な」利得行為を阻止しようとしているのである。

しかしまた、この時期の帝国政府が、宗教施設の私的な再建行為を公教会機構に監督させようと考えていた、ということもおそらくここから読み取ることができるだろう。帝国政府のこの関心が、おそらく10世紀の経過の中で、農村空間における土地所有者間の編成を安定させんとするもう一方の関心と矛盾するようになっていたのである。バシレイオス2世の996年新法は、これら二問題についての帝国政府の関心をともに犠牲にすることなく、矛盾の解消を狙ったもの、と考えられる。上に見た第3章は、教会機構に対し、再建の必要のある施設の再建事業を富裕な私的パトロンに委託する裁量権を与えている。しかし、かかる再建の必要が土地兼併に対する現行法規制をクリアーするための単なる口実となるような場合は、厳格に対象外とされた。996年新法は、教会機構と俗人たちの脅威から、小規模な私的教会の独立を保全しようとしているのである。

IV

オストロゴルスキーは、ニケフォロス・フォーカスの964年新法を伝える手写本に残されたいくつかの注釈のうち、ある主張を支持した。それは、このニケフォロスの964年新法の破棄を、バシレイオス2世にではなくヨハネス1世ツィミスケス（在位969-976年）に帰する解釈⁽¹⁹⁾だった。伝承テキストの大半の注釈者がニケフォロスの新法の破棄をバシレイオス2世に帰していることを考えると、この解釈の伝統は異端的といえるが、オストロゴルスキーは、16世紀に提出されたこの一注釈に依拠して10世紀ビザンツ社会を再構成したのである。

ツィミスケスは、969年末にミカエル・ブルツェスや皇后テオファナと手を組み、先帝ニケフォロス・フォーカスを惨殺して帝位に就いていた。

オストロゴルスキーは、かかる破棄が、ニケフォロスの惨殺後に総主教ポリエウクトス Polyeuktos (在位 956-970 年) によってツィミスケス帝から引き出された譲歩の一つであった、と考えた。⁽²¹⁾ オストロゴルスキーが依拠したのは、同時代のレオン・ディアコノス (10 世紀の聖職者・歴史家、986 年のバシレイオスのブルガリア遠征に従う。992 年以降に『歴史』を著す。) とケドゥレノス (11-12 世紀の歴史家、おそらく修道士、811-1057 年の記述は先行するヨハネス・スキュリツェス (1140 年頃生～12 世紀初頭の歴史家) 『歴史梗概』の記述をほとんどそのまま引用している)⁽²²⁾ の証言である。それらはこういう。

(レオン・ディアコノス) 「ポリエウクトスが当時の総主教だった。彼は、敬虔にして熱く精神が漲っている人物で、時機を得ていなかったにもかかわらず、皇帝 (ヨハネス・ツィミスケス) にこう言明した。皇后 (テオフィアナ) を宮殿から追放しない限り、また誰であれニケフォロス帝を殺害した者を閉め出さない限り、教会には踏み入れさせない、と。さらには、確立された慣習に反してニケフォロスが更新したトモスを、シュノドス (教会会議) に戻すべし、と。と言うのも、ニケフォロスは、正しく神聖なる事柄を数名の聖職者によって混乱に陥れ、それから閉め出された神聖なる事柄を支配せんとして、主教たちをして、いかなる教会事項も自身の同意なくしては有効とならないとするトモスを起草せしめたからである。」

(ケドゥレノス=スキュリツェス) 「総主教 (ポリエウクトス) は、彼女 (テオフィアナ) を直ちに宮殿から追放し、どこかの島に監禁するよう求めた。そして、ニケフォロスの謀殺者たちを追放し、ニケフォロスが発布した教会問題を混乱させるトモスを破棄することを求めた。ヨハネスは、直ちにかかる謀殺者たちをコンスタンティノープルから

追い払い、テオフアナをプロコネソス（マルマラ海の島）に追放した。」

確かにここでポリエウクトスは、他の事項とともに、ニケフォロス・フォーカスの教会・修道院政策の放棄を、ツィミスケスに迫っている。しかし、「確立された慣習に反してニケフォロスが更新したトモス」が964年新法であるのか、またそれが果たして「シュノドスに戻」されたかどうかは定かでない。デルガーもまた、この記事に関して、ただポリエウクトスがツィミスケスに、帝国に教会運営に対する監督権を与えるニケフォロスの新法の無効を強要しただけだとして、これらのテキストを慎重に扱っている。⁽²³⁾デルガーは、バシレイオスの988年新法の真正性を認めなかったが、新規修道院建設を禁ずるニケフォロスの規定の破棄をツィミスケスに帰する主張にも与していないのである。

フランスの碩学グスターフ・シュランベルジュ Gustave Schlumberger は、デルガーが988年新法を偽作とするより以前に、諸史料間の齟齬に苦しんでいた。彼は、①ヨハネス・ツィミスケスが、969年に皇帝になると直ちに、総主教ポリエウクトスの歓心を買おうとして、教会施設の増大を許さないニケフォロス・フォーカスの964年新法を含む前帝たちの諸法を「はじめて破棄」したこと、しかし、②パラコイモメノス職 parakoi-momenos のバシレイオスが、ニケフォロス・フォーカスの甥バルダス・フォーカスの圧力のもとでそれを再発布したこと、そして、③バシレイオス2世が988年春に「第2の破棄」をしたこと、等の一連の仮説をたて、⁽²⁴⁾諸新法間の主張の相違を調和させようと試みた。

マケドニア朝の正嫡として誕生したバシレイオス2世であったが、その若年時には、政治の実権は傍系のニケフォロス2世フォーカスおよびヨハネス1世ツィミスケスのもとにあった。後者の死を受けて、976年、弟コ

ンスタンティノス8世とともに18歳で戴冠されたが、その後もしばらくは、ロマノス1世レカペノス（在位920-944年）の息子で彼らにとっては大伯父にあたる、プロエドゥロス位でバラコイモメノス Parakoimomenos 職（「皇帝寝室長官」）の宦官バシレイオス・レカペノス Basileios Lekapenos が実権を握っていた。バラコイモメノスのバシレイオスの失脚時期は史料間で証言が異なっているが、バシレイオス2世が実際に統治を行ったのは、この者が追放された985年以降のことだった。

シュランベルジェの議論は少し込み入っている。彼の議論によれば、ニケフォロスの964年新法が、その後継皇帝ヨハネス・ツィミスケスにより破棄され、そのちバシレイオス2世治世の初期にバラコイモメノスのバシレイオスによって一度復活されたことになる。「ツィミスケスの破棄」を支える証言が脆弱であるのは上述の通りだが、さらに、この大伯父バシレイオスによる「復活」を裏付けるような史料的痕跡も、シュランベルジェ説に対するその後の研究者たちの顧慮にもかかわらず、残念ながら見当たらないようだ。

我々は、多くの研究者たちが考えたように、正真正銘の史料間の不一致に当面しているのかもしれない。10世紀とりわけ世紀後半の諸皇帝が、中小の自由農民階層の保護を目指し、「大土地所有者」の「自由村落共同体」への浸食の阻止を政策課題としたと考えるならば、ニケフォロス・フォーカスの964年新法と、バシレイオス2世の966年新法は、その重要な証拠にはかならない。この二勅法に挟まれた988年新法は、復古的内容と極めて短く単純な文章のゆえに、時代の流れに沿わない産物といわれざるをえないのだろうか。

ソルボンヌおよびコレージュ・ド・フランスの教授を務めたフランスの碩学ポール・ルメル Paul Lemerle もまた、988年新法の真正性に疑念を抱いていた。ルメルは、その著名なビザンツ農村史研究の中で、この勅法

に鋭い分析を加えながらも、964年新法、996年新法との内容面での不整合に強く注意をうながし、また「本テキストの迷信深い幼児性は衝撃的で、表現の不正確さと曖昧さは驚くべきものである」と記しているのである。⁽²⁶⁾

ルメルのもとで学んだ優れた中世ギリシア＝ローマ法史家ニコラス・スヴォロノス Nicolas Svoronos は、かつてはこの問題に対して態度を曖昧にしていた。しかし彼も、1970年代には完全に偽作説の線に傾き、鋭い論鋒を展開することになる。⁽²⁷⁾ スヴォロノスは、988年新法の偽作性を主張するのに、デルガー、ルメルによって示された根拠のほか、後代の歴史家ニケタス・コニアテス（1155頃-1215/16）の記述に関わる論拠を一つ付け加えている。

コニアテスは、その主著『年代記』*Χρονική διήγησις*の中で、1176年にマヌエル1世コムネノス（在位 1143-1180年）が問題の988年新法と同趣旨の法を発布したことに論及している。スヴォロスによれば、コニアテスはこの段になって、このニケフォロス・フォーカスの964年新法には触れるものの、その破棄を告げる法の存在には何ら言及していない、⁽²⁸⁾というのである。念のためコニアテス『年代記』中の該当部分（マヌエル・コムネノスの段、第7巻第3章）を引いてみると、以下のようにある。

「こうして彼（マヌエル1世コムネノス）は、修道士であると言明している者たちが、言葉の楽しみを悦びとする者たちに比べて財産の点でより富裕であり、よりやつれているという現下の状況に不賛同だった。かくしてマヌエルは、英雄的な勇敢さと偉大な知恵を備えたこの上なく卓越したあの皇帝ニケフォロス・フォーカスの新法を復活させたのだ。それは、修道院に対し財産の増大を禁じたものの、結局は死文になって権威を失っていたものだ。マヌエルは、この法を、血潮のように再び命を暖め蘇らせる真紅のインクで署名して復活させたの

である。」

スヴォロノスは、このコニアテスの記事をもとに、ニケフォロス・フォーカスの964年新法の公式の破棄はなかったと論ずる。コニアテス＝スヴォロノスによれば、964年新法は時代とともに忘れ去られ無視されていた、というのだ。この説に立てば、バシレイオスの988年新法の信憑性を疑うその他の研究者たちが持ち出す、ツィミスケスによる破棄という仮説を必ずしも受け入れる必要はない。スヴォロノスは、ツィミスケスの「破棄」について「それが正当であることを示す根拠はない」と述べてその可能性を排除することはしないのだが、しかし自説への確信は微塵も揺らいでいない。⁽²⁹⁾

ニケフォロスの新法を偽作と疑うことでデルガー、オストロゴルスキー、ルメル、スヴォロノスたちの見解は一致している。しかし、これら議論のいずれにあっても、この988年新法の真正性の当否を決する決定的証拠に欠けており、研究者たちは自らの論理構成に沿って信頼しようとする史料所言を繋げているように見える。またスヴォロノス以前の研究者たちにあっては、偽作性の証明に急なあまり、自らが否定しながらも現に伝承されてきたこのテキストの有する意味、作者像、作成の時期について積極的な解答を与えることはなかった。唯一スヴォロノスだけが、これを試みているだけである。スヴォロノスは、これまでの議論は、現に存在する伝承テキストの存在事実の不誠実であるとして、かかる偽作法令を捏造するに相応しい状況を検討し、提案した。それは、イサキオス・コムネノスの治世（在位1057-1059年）であった。スヴォロノスによれば、イサキオス・コムネノス治世は、帝国政府が修道院帰属の収入を接收しようと試みた時期であったから、この偽作法令はこの11世紀後半の時期に、大土地所有者に好意的な法律家によって作成されたものだというのである。⁽³⁰⁾ この説を

提起して数年後、スヴォロノスは、この偽作法令が、イサキオス・コムネノスの上述の財政再建計画に対する教会側の対応の一端である、とさえ主張するまでになった。⁽³¹⁾

スヴォロノスの主張は、問題の「988年新法」の作者、およびその作成動機についての積極的な試論であった。この「988年新法」がもし本当に偽作だとすれば、それがイサキオス・コムネノス期に教会サイドの人間によって造られたとする彼の説は、作者・動機の両問題を解くのに好都合の解答だった。これで、論争は決着を見たかと思われた。

V

デルガー以降の西欧のビザンツ学者たちの多くは、彼の見解に与してこの「988年新法」の真正性を疑い、あるいはこれを端的に偽作と見てきた。しかし、以上のような研究者間の趨勢にあって、バシレイオスの988年新法の真正性を支持する研究者が皆無というわけではなかった。ワシリー・ヴァシリエフスキー、アレキサンダー・ヴァシリエフ、また最近ではアレキサンダー・カジュダンといった、農業史、土地制度史の分野で卓越した成果を蓄積してきたロシア人研究者たち、そして、ピーター・カラニス、⁽³²⁾ジョン・フィリップ・トマス等アメリカ人研究者たちやギリシアの法史家ヨアニス・コニダレスなどが、この988年新法の真正性を支持してきたのである。

デルガーの議論から24年後、ピーター・カラニスは、バシレイオスの新法の真正性を認めた上で、ヨハネス・ツィミスケスがニケフォロスの法令を強化し損ねた、という前世紀に出されたヴァシリエフスキーの議論を再び取り上げている。⁽³³⁾ カラニスは、10世紀以降の帝国社会を特徴付ける修道院所領の拡大に関するその網羅的で精緻な議論の中で、このことがツ

ィミスケス破棄という誤った印象を学者たちに与えたのだ、との見解を付け加えた。この解釈はトマスによって継承され、トマスは、この解釈の妥当性を自身の私的宗教施設研究によって固めようとしている⁽³⁴⁾。

ヘルマン以来の私的宗教施設に関する研究は、それまでの土地制度分析者たちには見られない新視角を提供しており、その最新成果に立つトマスの立論と諸事実の指摘は、問題を見る上で大きな貢献をなしている。それは、スヴォロノスの説を正面から突き崩すという仕方ではないが、それに代わりうる新たな解釈の可能性を提示していると見えるのである。例えば、まずトマスは、ツィミスケスがかかる施設に対して私的パトロンとして行動したことの諸事例を指摘する。それらの事例は、確かに、ツィミスケスが実際にはニケフォロスの法令に盛られた諸規定を遵守していたことを示唆しており、十分な説得力をもって964年新法のツィミスケス破棄説の揚棄を迫っている。

そのうちの一例、ラヴラ修道院の創設者アタナシウスによって970年頃に起草された同修道院の『規定書』Typikon 中には、以下のような記事が見られる⁽³⁵⁾。

「いと敬虔なるニケフォロス皇帝陛下の神聖なるクリュソブーロスにおけるご命令により、80人の修道士が置かれ、さらに別に40人の修道士が加えられた。両方の修道士の数は120になり、彼らはメトキオン（属修道院）に配置された。次いで、いと敬虔なるヨハネス皇帝陛下が、我々のラヴラのために244ノミスマタの年金のご加増をしてくださった。ヨハネス陛下は、いと敬虔なるニケフォロス皇帝陛下が為されたことに倣われたのである。そして、自らクリュソブーロスを出され、我々のラヴラの運営のために、レムノス島から緊急に恒常的な（年金の）加増分をお与えになられた。前述のいと敬虔なるニケフ

「ロス皇帝陛下のクリュンブーロスによる指示を、同時に全体として一歩前進せられたのである。」

ツィミスケスは、アトス山のラヴラ修道院（963年創設）に244ノミスマタの「年金」solemnionを与えた。ツィミスケスは、この行為によって、ニケフォロス・フォーカスがラヴラ修道院に与えた恩恵をさらに発展させたのである。それは、ニケフォロスの964年新法以来禁じられていた「通常の財産寄進」に代わる行為でもあった。

そして、レオン・ディアコノスによって伝えられるコンスタンティノープル所在ゾーティコス救貧院の再建・拡大事業⁽³⁶⁾や、ヨハネス・スキュリツェスによって伝えられるアルメニア・テマ所在のダミディアス修道院再建⁽³⁷⁾、また、ツィミスケスが行った最大の慈善活動とされる、コンスタンティノープル所在キリスト・ハルキ教会の再建⁽³⁸⁾は、ツィミスケスが、既存宗教施設が陥っている困難な状況の改善に配慮した先帝ニケフォロスの政策に沿う行動をとったことを教えてくれる。ハルキ教会の再建事業の場合、ツィミスケスは、増加した聖職者の賄いのためにこの教会に新規所領を寄進している。この行為は、ニケフォロスの964年規定から逸脱しており、現実には帝国会計係 oikonomia の管理下にあったとも考えられるのだが、それにしても、ツィミスケスがニケフォロス・フォーカスの法規定のもとに振る舞ったという印象は容易には薄れない。

他方、プセーロスの『年代記』には、バシレイオス2世自身もまた、その治世の初期においてニケフォロス・フォーカスの法制を認識しており、それを強化しようとしていたことを示唆する証言が見られる。⁽³⁹⁾

「さて、彼（バシレイオス2世）はこの建物を土台からひっくり返そうと欲していた。しかし、彼は不敬虔の誇りを注意深く避けようと

したので、ある部分をこそこそと取り除き、また別の部分を捨てるといった具合だった。家具や、綺麗にはめ込まれた石（モザイク）、その他そこで見られるものは、すべて同様に扱われた。彼がふざけて言ったことばを引けば、「この修道院が、そこに住む者たちにとって、生活に必要なものを瞑想で手に入れられるほどの瞑想の場に見えるようになるまで」、彼は決して（この除去作業を）止めなかったのである。」

バシレイオス2世は、大伯父パラコイモメノスのバシレイオスを失脚させた後、現下の帝国の凋落と災難をこの宦官に帰そうとしたらしい。パラコイモメノスのバシレイオスは、壮麗な修道院を同名の守護聖人聖バシレイオスに献納し、自らと同じ名をその修道院に付けていた。プセーロスの記事によれば、「それは大変壮大なもので、多大な労力と様々異なった建築、美術様式からなるもの」であり、「建築資材の大半は気前のよい献納者たちからの寄進に」⁽⁴⁰⁾よっていたという。バシレイオス2世は、親政に乗り出すと、神に対する不敬な振る舞いと見えることを心配しながらも、結局はこの修道院の取り壊しを命じたのだった。

記事を伝えるプセーロスは、引用部分に先行する文言で、この修道院に対する処分を若き皇帝のパラコイモメノスに対する個人的恨みに帰している。しかし、皇帝の行為がニケフォロス・フォーカスの964年新法に沿ったものであることは、明らかだろう。988年新法の偽作性を疑う研究者たちはバシレイオス2世の敬虔さの欠如を論ずるが、上記の記事は、以下の諸事実とともにその反証としての役割をももつ、と考えられる。

この点で注目されるのは、やはりトマスの指摘である。トマスによれば、少なくともバシレイオス2世が、その長い治世を通じて、俗人による宗教施設の後見に反対していたとか、熱心な反修道院派であったという史料所

言は見られないという⁽⁴¹⁾。そして、むしろ諸史料は、バシレイオス2世とこの時期の帝国政府が、私的な宗教施設に対して寛大な態度をとっていたことを伝えている、というのである。

例えば、11世紀半ば編纂の法書『ペイラ』Peira中の記事がある。この記事が伝えるのは、コンスタンティノープル所在のピペラトス修道院に関する訴訟の顛末である⁽⁴²⁾。ピペラトス修道院は、当初俗人某が、所有する家屋をある修道士に寄進して修道院となったものであったが、この修道士によってロマノス・レカペノスに贈与された。後者が皇帝となってから(919年)、この施設はプロトヴェスティアリオス protovestiarios 位のマリアノス某に下賜されることとなったが、総主教ニコラオス2世クリュソベルゲス(在位984-995年)が職権 *πατριαρχικά δίκαια* においてこの修道院を管理下に置こうとした。それに対し、所有者たちが皇帝バシレイオス2世に訴え、同修道院を「独立」施設 autodespotos とすることに成功し、結局のところ教会上位権力のもとに移されることがなかった、というのである。総主教が行使しようとした職権は、伝統的なスタウロペギオン (*σταυροπήγιον* 「教会施設設立許可」)であったが、このケースの場合、皇帝の裁決により施設に対する私的な権利が優先されたことになる。

また、ヘルマンが指摘する『ペイラ』中の別の一例もまた、バシレイオスの私的施設に対する寛大さを伝えている⁽⁴³⁾。それは、カルディア・テマ内の一村落に存在した私有教会に関するものである。聖アウクセンティウスに献納されたこの聖堂には複数の「所有者」があった。彼らはこの教会堂に対して為される寄進収入に応分の権利をもっていた。この「所有者」たちの権利について、この聖堂に勤務する聖職者より訴訟が起こされ、最高裁判事ローマイオスが寄進収入の分配割り当てを指示したのである。ローマイオスは、「願掛け」寄進とその他の収入を峻別し、前者は聖堂の調度や装飾費用とされるよう指示した上で、後者を4等分し、司祭たちには4

分の1のみを割り与えるだけで、残り4分の3を俗人「所有者」たちに留保するよう決定を下したのだった。訴えをおこしたと推定される主任司祭 protopapas は職席を保証されたが、資産横領が所有者たちによって認められるようなことがあれば、施設経営から排除されることとされた。

これらの事例は、ヘルマン、トマスが論ずるように、教会施設（聖堂・修道院・慈善施設）の私的所有が施設本来の機能と共存するという法的認識を示していよう。裁判判決集という『ペイラ』の史料の性格を考えると、この法的認識が当時広く流布していたことも推測される。しかしかかる一般化はともかくとして、上の『ペイラ』中の事例では、私的所有権者の教会施設に対する権利と教会・修道院の利益の対抗が注目されよう。「反修道院的」とされる964年新法も、実は反修道生活的規定ではなかったように、ここでもまた公教会・修道院と私的施設との現実的關係が問題となっているのである。私的権利者たちを擁護する皇帝のこの寛容さは、のちの996年新法の本質とも合致する。それはたしかに、教会・修道院の権利擁護の側に立つ988年新法の態度とは異なる印象を与える。しかし、上記の研究者たちは事態の整合性を解き明かせると考えている。

その50年に近い長い治世（976-1025年）中、バシレイオス2世が一貫して熱狂的な反貴族政策、つまり反修道院的政策に邁進したと見るのであれば話は別である。しかし、バシレイオス2世が「貴族」の支持を得るために、一時的に譲歩の姿勢を示したと判断される時期があった、と考えられるのである。この点について、ルメルもまた、988年新法と996年新法のあいだの政治的内容の不調和に依拠して前者の偽作性を論ずることの危うさを認識していた。ルメルは、『農業史』のなかで、988年新法の真正性を疑いつつも、それがおそらくは「バシレイオスの治世の困難な時期に一時的に為されたジェスチャーであり、聖職者と修道士の力に屈した一時的な譲歩であった」と論じていた⁽⁴⁴⁾のである。

シュランベルジェ、ヴァシリエフスキー、カジュダン、トマス、またブレイエ、フォクトは、新法に付された988年4月4日という日付そのものが、この勅法の真正性についての強力な論拠になると考えている。⁽⁴⁵⁾

問題となる時期のクロノロジーは、バシレイオス治世の中でもいまだもっとも曖昧とされるが、それがバルダス・フォーカスの反乱等に向かわねばならない若いバシレイオスの苦難に満ちた時期であったと見てよいことは、まず間違いない。988年新法の中で述べられる「災難」や「激変」「混乱」とは、彼の治世の初期に帝国が経験した諸事件に対応していた。

976年夏に起こった先帝ヨハネス・ツィミスケスの義弟バルダス・スクレーロス Bardas Skleros による反乱は、小アジアを破壊と荒廃、そして飢饉に陥れていた。他方、ヨーロッパ側の諸属州では、ブルガリア人たちが至るところで荒廃とテロを繰り返していた。このとき行われたバシレイオスの初めての対ブルガリア遠征も壊滅的な失敗に終わっている。この状況の上に、さらに987年の晩夏、ニケフォロス2世の甥バルダス・フォーカス Bardas Phocas の反乱が起こったのである。一時バグダッドに囚われの身となっていたスクレーロスも逃亡を果たし、再度反旗を翻して2つの反乱軍は同盟を結んだ。フォーカスの陰謀でスクレーロスが再び監禁の身となったとはいうものの、フォーカスは単独で小アジアを席卷し、コンスタンティノープルを攻囲するまで勢力をもったのだった。バルダス・フォーカスの反乱は、クレタ、キプロスをはじめシリア地方をも再び帝国領土に回復した伯父ニケフォロスの武勲のおかげで、多くの支持を得たとい⁽⁴⁶⁾う。当時の民衆文学や叙事詩はフォーカス家の事績を頌えており、これと符丁を合わせて、バルダスの勢力は小アジアに広く深く浸透したらしい。若いバシレイオス2世は、キエフ公ウラジミールからの6000人の援軍 *družina* (ヴァランギア隊) を得てはじめて、この屈強なバルダスとの戦いに勝利を収めることができたのだった。その最初の勝利が988年夏のク

リュソポリスでの戦いであり、最終的にバルダスを撃破するのが、翌 989 年 4 月 13 日にダーダネルス近くの小アジア側の町アビュドスで行われた決戦であった。問題の新法は、まさにこの対バルダス戦勝の直前、そしてキエフからの援軍が到着した 988 年の春に発布されている。⁽⁴⁷⁾

バルダス・フォーカスは伯父ニケフォロスの衣鉢を継ぐ者であった。もしバシレイオスが、新法上で伝えられるように、帝国の悲惨な状況と自身の運命の停滞を深刻に憂慮していたとすれば、若い彼がその全ての責任を、目前のバルダスを通じてニケフォロス・フォーカスに帰すことがあったとしても不自然ではない。またバシレイオスがこのバルダスを打ち破るため、聖職者・修道士の支持を得ようとして、964 年新法を破棄した考えることも可能であろう。⁽⁴⁸⁾ シュランベルジェが考えたように、バルダスが伯父の法制の維持に個人的な関心を持っていたとすれば、バルダスがあからさまに反旗を掲げていると決めつけるのに、バシレイオス 2 世にとってこれ以上に格好の時期はなかったはずである。⁽⁴⁹⁾

VI

スヴォロノスの 1050 年代偽作説は、イサキオス・コムネノスの対教会政策に反対する集団の存在を想定している。しかし、その偽作者（ないし偽作者集団）が偽作行為から何を得心することが出来たかを知るのは困難と言わざるをえない。というも、イサキオス・コムネノスは確かにいわゆる「反修道院的」諸施策を断行したが、それを伝えるプセーロス、アッタレイアテス等の『年代記』『歴史』の記述は、イサキオス・コムネノスとその収入を接収し流用したのは、大半が帝国施設だったと想像させるからである。スヴォロノスも依拠するプセーロスの記述は以下の通りである。⁽⁵⁰⁾

「彼ら（イサキオス以前の皇帝たち）は、隠棲所 *ἀσκητήρια* ——彼らは建物をこう名付けた——を金銭と富とで豊かにしなければならなくなると、宮廷の財を費消し尽くしたばかりでなく、人々から国庫に出された金にも手を付けた。彼らは、この隠棲所——我々もそれをそう呼ぶべきだろう——に十分な国家予算を割り当てるだけでは満足せず、皇帝の富を *τὸν βασιλείων πλοῦτον* 3つにわけた。1つは、彼らの享樂的生活のために、1つはそれら建物の装飾のために、さらに1つは、生来怠惰で国庫に何の貢献もせず、放縦に生活しては徳を行うことにも徳を尊重することにも顧慮しない者たちのために、であった。」(7.59)

「彼（イサキオス・コムネノス）は、聖堂のために取りおかれていた財政部分の大半を切り取り、それを国家の収入に組み入れると、聖職者たちに十分な財の額を見積もって、まさに隠棲所の名にふさわしいものとしたのである。」(7.60)

イサキオス以前の皇帝たちは、放漫で豪奢で、自分の死後葬儀を執り行うべき施設を恣意にまかせて惜しみなく豪華に造らせていたらしい。それには「フリュギア産やイタリア産の大理石やプロコネソス島産の大理石板がふんだんに用い」られていた。禁欲的な財政家であったイサキオスは、これら先帝たちの放漫かつ恣意的な財政運営を糺し、皇室財政、国家財政の立て直しを図ったのだった。しかしプセーロスの記述を見る限り、イサキオスの措置は、修道院・教会施設の新規建設や委譲を阻止するものではなかったと思われる。少なくとも、それらの伝統的権限の規制に関しては何らの記述も見られない。

スヴォロノスは、総主教ミカエル・ケルラリオス（在位 1043-1058年）の肝煎りで帝位に就いたイサキオスが、次第に国家財政健全化のために教

会の利益に反する施策をとったことで、教会人の中で皇帝に反対する党派が組織されたと考える。イサキオスの諸改革について展望した E・スタネスクもこの立場に立ち、イサキオスの施策に反対したことがミカエル・ケルラリオスの更迭の一因だったと考えている⁽⁵¹⁾。しかしトマスが考えるように、この反対派集団が存在したという議論は、決定的証拠に欠けるように思われる。もう一人の証言者ミカエル・アッタレイアテス（1025?生-1085年以前没の歴史家）は、イサキオスの施策が「不正で不敬虔な様相を呈し、保証人による聖物窃盗であると言われた」と記すだけで、自身は、同時代の「事態を真摯に取り分けて考えている人々」に同調して、イサキオスの諸施策に理解を示している⁽⁵²⁾のである。スヴォロノスにおける反対派という発想は、「偽作された」バシレイオスの新法そのものの存在を抜いては、立論し得ない危うさをもっていると言わざるをえない。

スヴォロノスは、1050年代偽作説を文献学的見地からも説明しようとした。スヴォロノスの仕事は、バシリカ法典（レオン6世治世下886年に降に完成）の簡易本で多くの写本によって伝承される『バシリカ梗概』⁽⁵³⁾ Synopsis Basilicorum に関連するすべての写本群を、形態・伝承・内容の各面から総まくり的に整理したおそるべきものだが、彼はこの基礎的業績の上に当面の問題について指摘を行うのである。

問題の988年新法のテキストは、13世紀から16世紀にかけて作成された少なくとも8通の手写本によって伝えられている⁽⁵⁴⁾。それらは、『バシリカ梗概』の「付録B」Appendix Bの系統に連なるものである。この「付録B」に含まれる当該テキストの原エディションは、スヴォロノスによれば11世紀のものである。他方、「付録A」Appendix Aは一連の最古の手写本群から構成されるが、その中では、この新法がしばしば余白の注釈として見られるか（11世紀のParis. Suppl. gr. 623.が最古の事例）、あるいはニケフォロス・フォーカスの新法と隣接してその存在が記録されてい

るのである。⁽⁵⁵⁾ スヴォロノスにとっては、「付録 A」の写本系譜の中にバシレイオス新法のテキストが無いことが、それが最初期の写本が作成されたのちに起草された偽作で、「付録 A」の現存する写本に執拗に挿入されたものであることの決定的な証左、となる。この考えが、「付録 B」の基礎となったテキスト群の「愚鈍な編纂者」にまかり通ったのだった。

しかし、トマスによれば、「付録 A」に連なるテキストの「余白への注記」や「添書き」という事実こそ、初期の写本中に、重要な射程の長い法を破棄する伝統があったと考えるべき証拠と考えられる。トマスによれば、「付録 B」を構成する写本が作成されはじめた時期までは、記録は正しく保持されていた。そして、バシレイオスの 988 年新法のテキストは、初期写本にあっては、ほぼ常にそれが破棄の対象としたニケフォロス・フォーカスの 964 年新法の隣りに置かれたのである。⁽⁵⁶⁾ トマスのスヴォロノス批判は、少なくとも当面の問題に関する限り説得力をもつと私には思われる。

12 世紀末ビザンツの教会法学者テオドロス・バルサモンのコメンタールは、『バシリカ梗概』の「付録」写本とは別立てであるが、信頼性の高い史的証言の一つであり、問題の新法の真正性を支える重要な証言を提供している。本稿でも 988 年新法の校訂者として数え入れたバルサモンは、マヌエル 1 世コムネノス（在位 1143-1180 年）が発布した上述の同時代法令（201 頁を参照）について議論する中でバシレイオスの 988 年新法に言及し、これを真正なものとして再録しているのである。⁽⁵⁷⁾

10 世紀に発布された帝国文書の伝承数は多くない。ルメルが言う「テキストの迷信深い幼児性」や「表現の不正確さと曖昧さ」という問題が最後に残るが、10 世紀ビザンツ宮廷官房の構成如何という方向に向かうはずのこの問題も、文書学、プロソポグラフィ研究とも今日的水準ではこれに対する答えをほとんど用意できていない。碩学デルガーが記した偽作への疑念は、確かに容易には打ち消しがたい。しかし、1968 年の文書学

教本においてデルガー自身が創案した偽作の諸基準のいずれに照らしてみても、988年の新法テキストは容易には偽作と断定されえないのである。⁽⁵⁸⁾

VII

ニケフォロス・フォーカスによる964年新法と、バシレイオス2世による988年新法と996年新法。これらを繋ぐ10世紀後半の皇帝政策をめぐる議論は、いまだ最終的な決着を見たとは言いがたい。しかし、確実に言えることは、988年新法を偽作と疑うデルガーからスヴォロノスに至る研究者たちが、力点の置き方に多少の差はあれ一様に、10世紀後半における国家＝皇帝権力と教会・修道院の大土地所有との「社会闘争」を前提に議論を展開してきたと思われることである。国家財政強化を目指す諸皇帝と、所領（免税領域）の拡大と財貨のさらなる獲得を図る教会・修道院勢力とのあいだの「社会闘争」。両者を二項対立的に捉える視角が、ビザンツの「封建化」を見据える他の問題群の設定と有意にリンクして、988年新法に対する疑念の一端を支えてきた、と見えるのである。

しかし、ビザンツにおける皇帝と教会・修道院との関係は一義的に捉えられるほど単純ではなく、教会施設もまた法的・制度的ステータスの点でヴァリエーションに富んでいた。皇帝の教会政策が必ずしも純粋に宗教的意図によらなかつたことは今さら言うまでもないが、帝国最大の「土地貴族」であった教会・修道院もまた、多様な存在形態のもとにあったのである。教会・修道院に対する皇帝の政策も、それに応じた対応を用意せざるをえなかつたに違いない。10世紀ビザンツ国家が目指した財政政策全体の解明が要請される一方で、その中での公教会、修道院、私有聖堂のあり方の実態と、とりわけ私有施設に対する諸権利をめぐる国家と教会の対応について、いっそう慎重な顧慮が求められるように思われる。

964年新法と996年新法についても、以上の観点から改めて点検し直される必要があるだろう。アールワイラーが指摘したように、これら新法の発布時期は、「公教会による俗人向けハリスティキアが大いに進展した時期の終末期 terminus post quem」であった。⁽⁵⁹⁾ この慣習的行為は、皇帝および公教会貴顕者の意向のもとで教会施設とそれに帰属する財の管理・運用を俗人に委託する行為だった。964年新法におけるニケフォロス・フォーカスは、荒廃した既存施設への配慮をこのカリスティキア行為を善用する線で説いていたのである。帝国内の全耕地に関心を向ける皇帝の財政的配慮が、教会貴顕者の恣意のもとで行われていたこの行為に向かったことは自然であったと思われる。964年新法、996年新法は、たしかに教会・修道院への寄進、つまり教会貴顕者による土地その他の財の獲得を制限した。しかし、それは、カラニスが言うように、放置された土地の再開発、そしてそれらを再び国家財政に奉仕させようとする皇帝政府の意向の表れ、と考えて差し支えないだろう。996年新法におけるバシレイオス2世もまた、同様の財政的配慮のもとで対教会・修道院政策を打ち出したものと考えられる。バシレイオス期に見られた私的宗教施設所有者の権利擁護も、公教会の恣意から「国家的利益」を保全するための措置だったと考えられる。

その治世のあいだ戦いに明け暮れたバシレイオス2世は、他の皇帝同様、国家収入となる一般租税の徴収に特別の努力をしなげらなかつた。彼の治世の大半を占める政策の真相は、おそらくは996年新法にあつた。⁽⁶⁰⁾ それは、「有力者」がその間占拠していた土地の全てについて、国庫の名で買戻しの権利主張をすることを許す法令でもあつた。⁽⁶¹⁾ 近年の研究によれば、彼がある種の熱烈さをもって土地貴族に向かつていったのは、まさに租税徴収の確保のためであつたことが明らかになりつつある。バシレイオスは、そのために課税台帳 isokodika に特別の注意を払い、これを作成

させたのだ⁽⁶²⁾。彼の治世以降、国庫は、荒蕪地を売却してその土地についての税を収取するよりも、帝国直属のパロイコイ（隷属農民）を使って土地を直接に耕作する方向に進んだとい⁽⁶³⁾う。「有力者」が浸食していた村落についてその有力者に貧民の納税割当欠損分を埋めさせたかの有名な「アレングュオン」立法（1004年）も、この強烈な徴税政策の線上で考⁽⁶⁴⁾えることができるのである。

帝国内の最大の「有力者」であった教会・修道院に対する皇帝の施策は、その都度切実な問題性をもって提起された。988年新法は、確かに内容の点で前後する諸新法と異質である。しかしそれは、50年近くにもおよぶバシレイオス2世の長い治世にあって、彼の若く困難な時期における、真剣ではあるが一時的な政策の一齣だったと考えられるのである。

- (1) Basil II, *Νεαρά τοῦ εὐσεβοῦς ἡμῶν βασιλέως βασιλείου τοῦ νέου τὴν κατὰ τῶν ἐκκλησιῶν καὶ τῶν εὐαγῶν οἴκων νομοθεσίαν τοῦ νικηφόρου βασιλέως τέλεον ἀναροῦσα.* (=Novella XXVI, quae legem Nicephori de monasteriis tollit) (988. 4. 4.). K. E. Zachariae von Lingenthal, *Jus Graeco Romanum (JGR)*, III, p. 303-304; Zepos, J. & P., *Jus Graecoromanum*, I. Athens, 1931. p. 259; Rhalles, G. A. & Potles, M., *Σύνταγμα τῶν θεῶν καὶ ἱερῶν κανόνων*. II. (Athens, 1852) p. 652-653. (バルサモンの注釈中に登場：後述)；Svoronos, Nicolas, *Les Nouvelles des Empereurs Macédoniens concernant la Terre et les Stratiotes. Introduction- Édition- Commentaires.* ed. P. Gounaridis. Athens, Centre de Recherches Byzantines, 1994. p. 185 - 189；Dölger, Franz, *Regesten der Kaiserurkunden des oströmischen Reiches*, I (München, 1924) No. 772. 渡辺金一『ビザンツ社会経済史研究』岩波書店, 1964年, 451-452頁。
- (2) ニケフォロス・フォーカス麾下の軍団の努力によって帝国に復帰した主な土地は、以下の通り（括弧内は再征服年）。クレタ島（961年3月）、キリキア（965年）、キプロス（965年）、アンティオキア（966年10月）、アレppo

(969/970年)。

- (3) Nicephoros II Phocas, *Νεαρά νικηφόρου βασιλέως, ἦν κατὰ τὸ ἀ' ἔτος τῆς αὐτοῦ βασιλείας ἦτοι κατὰ τὴν ζ' ἰνδ. τοῦ ,σνοβ' ἔτους ὑπηγόρευσε συμειῶν πατρίκιος καὶ πρωτασκηκρήτις, περὶ τοῦ μὴ γίνεσθαι νέα μοναστήρια καὶ γηροκομεία, μήτε πλατύνεσθαι ὄλωσ διὰ τῶν κτημάτων τοὺς εὐδαγεῖς οἴκους.* (= *Novella XIX, de monasteriis*) (963/4): Zachariae, *JGR*, III. p. 292-296; Zepos, I, p. 249-252; Rhallés & Potles, *Σύνταγμα V* (Athens, 1855), p. 261-265; Svoronos, *Les Nouvelles des Empereurs Macédoniens*. p. 151-161; Dölger, *Regesten*, No. 699. 渡辺 437-442 頁。なお、通常採用される上記の標題は, Florent. Laurentianae Plutei LXXX-8; Atheniensis Mus. Benaki 20; Vaticani Gr. 852 三写本中に見られるものである。
- (4) この「監督権」は、第1回コンスタンティノーブル公会議(381年)について、第2回同会議(553年)で最終的に確認されたもので、13世紀の法学者バルサモンによるコメントールも残されている。Theodoros Balsamon, *Commentaria ad Canon Synodi Constantinopolitani I et II, c. 1 = Rhallés & Potles, II* (Athens, 1852.), p. 651, l. 32-p. 652, l. 3. のちの11世紀末、アレクシオス・コムネノスは、教会改革派の要請に応じて、この伝統的監督権を再確認した。Alexius Comnenus, *De jure patriarchae circa monasteria* (1096. 12.), *JGR*, III, p. 407-410. at p. 408, l. 7-14. = Dölger, *Regesten I. 2*, (2. Aufl. von P. Wirth, München, 1995) No. 1187a (olim 1076). p. 142-143. をも参照。
- (5) ただし、人里離れた場所に設置される修道小庵 *kellia*, ラヴラ修道院 *laurai* は、この規制の対象外とされた。また、土地所領を奪われた施設は、帝国の調査と同意にもとづいてはじめて資産の再建を許された。
- (6) 「古代末期」における「善行」活動としてのキリスト教的「慈善」の成立過程とその諸相、それが後のビザンツ社会の形成に果たした役割と意義について、Patlagean, Evelyne, *Pauvreté économique et pauvreté sociale à Byzance: 4e-7e siècles*. Paris/ The Hague, 1977. を参照。邦語では、差し当たり以下の拙稿を参照。「ビザンツ帝国における教会寄進と国家権力—5・6世紀の法制化をめぐって—」『史学雑誌』101-2 (1992年2月) 1-42頁、「ビザンツ中後期の文書『テュピコン』をめぐって」『一橋論叢』110-4 (1993年10月) 164-173頁、「11世紀ビザンツ貴族の教会施設経営と家産政策—ミカエル・アッタレイ

- アテスとその施設—」『成城大学経済研究』123 (1993年12月) 85-129頁。
- (7) Zachariae, *JGR*, III, p. 252-256; Zepos, I, p. 214-217; Svoronos, p. 93-103; Dölger, *Regesten*, No. 656. 渡辺 406-411頁。内容的に一見親和しないに見えるこの947年新法とは、その第2章規定において関係すると思われる。
- (8) Neara 14: ed. P. Noailles and A. Dain, *Les Nouvelles de Léon VI le Sage*. Paris, 1944. p. 55-59.
- (9) Basilica 5. 1. 7. (= Codex Justinianus 1. 2. 15.): *Basilicorum Libri LX, A-I*. ed. H. J. Scheltema/ N. van der Wal. Groningen, 1955. p. 125-126; Basilica 5. 3. 8. (= Novella Justiniani 131, c. 7.): id., p. 143.
- (10) 「新法」とは、レオン6世治世下に完成した大法典『バシリカ』の公布以降に発布された諸勅法の総称である。それら諸新法は、上記フォン・リングエンタール Zachariae von Lingenthal, ツェボス J. & P. Zepos の『ギリシア・ローマ法集成』に収められたものほか、いくつかの法集として刊行されている。例えば、上記 Noailles and Dain 校訂・編纂によるレオン6世の新法群。なお、いわゆるマケドニア朝新法の最新校訂版は、上記注1に示したスヴォロノス版によって与えられる。
- (11) 山田欣吾氏の以下の諸論考を参照。「カロリンガー時代の十分の一税」一橋大学研究年報『人文科学研究』26 (1987年) 27 (1988年), 「教会」としてのフランク帝国——西ヨーロッパ初期中世社会の特色を理解するために——」世良晃志郎『ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造』(創文社, 1987年)。いずれも同氏『教会から国家へ』(創文社, 1992年)に所収。
- (12) Vasilievsky, Vasilli, G., Материалы для Внутренней истории Византийскаго государства. *Журнал Министерство Народнаго Просвщенья* 202 (1879) p. 160-232. at p. 222. (= id., *Труды В. Г. Васильевского, т. 4*. Leningrad, 1930. p. 250-331. at p. 320.); Lemerle, Paul, *The Agrarian History of Byzantium from the Origins to the Twelfth Century*. tr. by G. Mac Niocaill. Galway, 1979. p. 215-216; Charanis, Peter, Monastic Properties and the State in the Byzantine Empire. *Dumbarton Oaks Paper* 4 (1948) p. 53-118. at p. 53-54. (= id., *Social, economic and political life in the Byzantine empire*. (London, 1973) article I.); Beck, Hans Georg, *Das byzantinische Jahrtausend*. 2. Aufl. München, 1994. p. 229-231.

- (13) Athanasios, Typikon. ed. Meyer, Philipp, *Die Haupturkunden für die Geschichte der Athoskloster*. Leipzig, 1894, p. 107. Schlumberger, Gustave, *L'Épopée byzantine à la fin du dixième siècle, I*. Paris, 1896. p. 252. Charanis, Monastic Properties, p. 58.
- (14) Charanis, Monastic Properties, p. 58.
- (15) Leunclavius, Jean, *Novellae constitutiones imperatorum X...*, *LX librorum βασιλικων...ecloga sive synopsis*. (Basel, 1575) p. 50 ; Leunclavius, J., *Juris graeco-romani tam canonici quam civilis tomus II, gr. lat. nunc primum editi cura Marq. Freheri*. (Frankfurt, 1616) I, p. 117-118 ; Bonefidius, E., *Ius Orientale*. (sine loco, 1573) p. 32 ; Rhalles & Potties, II (Athens, 1852.), p. 652-653 (バルサモンの注釈中 : 後述) ; Zachariae, *JGR*. III, p. 303-304 ; Zepos, I, p. 259. cf. André Ferradou, *Des biens des monastères à Byzance*. Bordeaux, 1896. p. 39 ; Svoronos, *Les Nouvelles des Empereurs Macédoniens*. p. 185 ; Thomas, John Philip, A Disputed Novel of Basil II. *Greek, Roman and Byzantine Studies* 24, No. 3 (1983) p. 274, n. 4 ; id., *Private Religious Foundations in the Byzantine Empire*. Washington, D. C., 1987. p. 149f.
- (16) Dölger, *Regesten*, p. 99, no. 772.
- (17) Ostrogorsky, George, *History of the Byzantine State*. tr. Joan Hussey. 3rd ed. New Brunswick, 1969, p. 307 ; Svoronos, Nicolas, Histoire des institutions de l'empire byzantin. in *Annuaire de l'École pratique des hautes Études, IVe section (AEHE)*, 1970-71, p. 353-365. at p. 357f また, Konidares, Ioannes M., *Τὸ δίκαιον τῆς μοναστεριακῆς περιουσίας ἀπὸ τοῦ 9ου μέχρι καὶ τοῦ 12ου αἰῶνος*. Athens, 1979, p. 136-137, 140. を参照.
- (18) Basil II, *Νεαρὰ νομοθεσία τοῦ εὐσεβοῦς βασιλέως βασιλείου τοῦ νέου περὶ τῶν δυνατῶν τῶν ἀπὸ πενήτων ἐπικτωμένων, καταδικάζουσα αὐτοὺς ἀπὸ τῆς πρώτης νομοθεσίας Ῥωμανοῦ βασιλέως τοῦ πρεσβύτου ἡγρουν ἀπὸ τῆς β' ἡμ. τοῦ „συλζ" ἔτους*. (= Novella XXIX, ne locum habeat XL annorum praescriptio in praediis a potentibus acquisitis : de finium descriptione aureis bullis inserta : de monasteriis : de tollenda praescriptione temporis adversus fiscum : de homicidio : de bullis aureis : et de nundinis) (996. 1. 1.). Zachariae, *JGR*, III, p. 306-318 ; Zepos, I, p. 262-272 ; Svoronos, *Les Nou-*

- elles. p. 190-217; Dölger, *Regesten*, No. 783. 渡辺 453-468 頁.
- (19) Ostrogorsky, *History*, p. 293, n. 2. オストロゴルスキーが支持する注釈が記された 964 年新法の写本は, Codex Vindobonensis, Supplementum Graecum 27, 272 r-274 v. である. cf. *Katalog der griechischen Handschriften der Österreichischen Nationalbibliothek. Teil 4: Supplementum Graecum*. Hrsg. von H. Hunger. Wien, 1995. p. 56-58. この 16 世紀第 3 四半世紀に作成された写本テキストは, Zachariae von Lingenthal, *JGR* III, p. 292, n. 1; Zepos, *JGR*, I, p. 249, n. 1. でも言及されている. その最後に付された注記 "ὄρα αὐτὴ ἡ νεαρὰ κατηγορήθη παρὰ τοῦ Τζυμισκεῆ. κακῶς δέ" (「ツィミスケスによって破棄されたと見える新法. しかしそれは誤りである」) が, シュランベルジェやオストロゴルスキーたちに影響を与え, ニケフォロスのこの新法がヨハネス・ツィミスケスによって破棄されたという彼らの見解の根拠となっている. また, これと同じ注釈伝統に立つ写本に, Codex Vaticanus, Ottoboniani graeci 243, がある. この写本もまた 16 世紀のものである. cf. *Bibliothecae Apostolicae Vaticanae codices manuscripti recensiti iubente Leone XIII Pont. Max. Codices manuscripti graecotoboniani Bibliothecae Vaticanae descripturae ad Alphonso Cardinali Capelatri archiepiscopo Capuano, S. R. E. Bibliothecario censuerunt*. E. Feron et F. Battaglinioma, 1893. p. 138-139; Svoronos, Nicolas, *Remarques sur la tradition du texte de la nouvelle de Basile II. Recueil des travaux de l'Institut d'Etudes Byzantines*, viii, 2 (*Mélanges G. Ostrogorsky*, ii; Belgrade, 1964) p. 427-434. (=id., *Études sur l'organisation intérieure, la société et l'économie de l'Empire byzantin*. London, 1973, art. VIII); id., *Les Nouvelles des Empereurs Macédoniens*. p. 186.
- (20) Svoronos, N., *Recherches sur la tradition juridique à Byzance: La Synopsis major des Basiliques et ses appendices*. Paris, 1964. p. 22, n. 3; p. 29, n. 2.
- (21) Ostrogorsky, *History*, p. 293.
- (22) レオン・ディアコヌスの『歴史』Leo Diaconus, *Historia*, 6. 4, ed. K. B. Hase. Bonn, 1828. (Corpus Scriptorum Historiae Byzantinae, 25) p. 98, l. 15-p. 99, l. 2.; Migne PG 117, col. 797-800: 'Ὁ δὲ Πολύευκτος τὸν τῆς πατριαρχίας τότε θρόνον κατεῖχε. Θεὸς τέ τις ὦν καὶ ζέων τῷ πνεύματι, εἰ καὶ τὴν ἡλικίαν ἔξωρος ἦν, μὴ ἐξεῖναί οἱ ἐδήλου τῷ βασιλεῖ ἐς τὸ ἱερὸν εἰσελαύνειν, πρὶν

ἀν τὴν Αἰθιοῦσταν τῶν βασιλείων ἐξαλλάγη, καὶ τὸν ἀναιρέτην τοῦ αὐτοκράτορος Νικηφόρου, ὅσπερ ἂν εἶη, καθυποδείξῃ· καὶ προσέτι τὸν τόμον τῆ συνόδου προσαποτίσῃ, ὃν ὁ Νικηφόρος παρὰ τὸ εἶκος ἐνεώχλωσεν. Ὅγὰρ Νικηφόρος, εἶτε τὰ θεῖα πρὸς τινῶν τῶν ἱερέων κινούμενα βουλόμενος διορθοῦν, ὡς ᾤετο, εἶτε κατεξουσιάζειν καὶ τῶν ἱερῶν, ὅπερ ἔκσπονδον ἦν, τόμον σχεδιάσαι τοὺς ἱεράρχας κατεβιάσατο, μήτι τῶν ἐκκλησιαστικῶν πραγμάτων ἐκτὸς τῆς ἐκείνου ῥοπῆς ἐνεργεῖν.

また、スキュリッツェスの『歴史梗概』Georgius Kedrenus-Ioannis Scylitzes, *Synopsis Historiarum*, ed. I. Bekker. Bonn, 1839. (Corpus Scriptorum Historiae Byzantinae, 5) II, p. 380, l. 13-19; Ioannis Scylitzae, *Synopsis Historiarum*, ed. J. Thurn. Berlin, 1973. (Corpus Fontium Historia Byzantinae, 5) p. 285, l. 31-35: ταύτην μὲν ὁ πατριάρχης προσέταττε τῶν ἀνακτόρων κατενεχθῆναι καὶ ἐν τινὶ νήσῳ περιορισθῆναι, ἐξοστρακισθῆναι δὲ καὶ τοὺς τοῦ Νικηφόρου αὐτόχειρας, διαρραγῆναι δὲ καὶ τὸν τόμον, ὃν ἐπὶ συγχύσει τῶν ἐκκλησιαστικῶν ὁ Νικηφόρος πραγμάτων ἐξέθετο. εὐθέως οὖν ὁ Ἰωάννης ἐκείνους τε ἐξῶσε τῆς πόλεως καὶ τὴν Θεοφανῶ ἐν Προικοννήσῳ ἐξώρισε.

(23) Dölger, *Regesten*, no. 726, cf. 703; Charanis, *Monastic Properties*, p. 61, n. 23. また cf. Zakythinos, Denis, *Byzantinische Geschichte 324-1071*, tr. G. Fatouros, Wien, 1979. p. 245.

(24) Schlumberger, *L'Épopée byzantine* (n. 13) p. 728.

(25) プセーロスはそれを989年半ばとし (Psellos, *Chronographie*. ed. Renauld, I, 19-22. = I, p. 12-14.), アラブ人歴史家ヤヒヤの『年代記』では985年になる (Yahya Ibn-un-Said Ibn-Batrik el Antaky (Jean l'Antiochitain), in Rozen, V. R., *Imperator Vasilii Bolgarobojca*. St. Petersburg, 1883. (rept. London, 1972) p. 404.). ルメルはプセーロスに依拠するが (*Agrarian History*, p. 111.), シュランベルジェ (*Épopée*, p. 573.), オストロゴルスキー (*History*, p. 300, n. 1.), カラニスなど大半の研究者はヤヒヤ説をとる。スキュリッツェスも985年説に立っており、ここでもこの立場に立つ。なお、ヤヒヤ『年代記』テキストには現在この他に以下の校訂版がある。Cheikho, L., *Corpus Scriptorum christianum Orientalium, Arabici, Series 3, Vol. 7*. Paris/Beryti, 1909; Krackovskij, I. et Vasiliev, A. A., *Patrologia Orientalis, XVIII, Fasc.*

- 5 (Paris, 1924) ; *XXIII. Fasc. 3* (Paris, 1932) ; *XLVII, Fasc. 4* (Turnhout, 1997. trad. par Françoise Micheau et Gérard Troupeau) このうち、フランス語訳付き PO 版は本テキストの現在の決定版である。しかし、ローゼンの研究は、今日にあってもなお古典的地位を失っていない。cf. F. Micheau, Préface de *PO, XLVII, Fasc. 4*.
- (26) Lemerle, *Agrarian History*, p. 111. ルメル, スヴォロノス以後のフランスのビザンツ学者たちも彼らの立場を引き継いでいる。例えば、現在ソルボンヌの講座を担当するミッシェル・カブランも、この 988 年新法を慎重に考察の対象外としている。cf. Kaplan, Michel, *Les hommes et la terre à Byzance du VIe au XIe siècle*. Paris, 1992. p. 434-444. esp. p. 440, n. 327.
- (27) Svoronos, *AEHE* (1970-71), p. 358 ; id., *Recherches sur la tradition iuridique à Byzance*. (n. 20), p. 155 ; id., Les privilèges de l'Église à l'époque des Comnènes : Un rescrit inédit de Manuel Ier Comnène. *Travaux et Mémoires* 1 (1965) p. 325-391, at p. 383, n. 305. (=id., *Études sur l'organisation intérieure,* London, 1973, art. VII)
- (28) Nicetae Choniatae Historia, 7. 3. (ed. I. A. Dieten, Berlin, 1975. p. 207, l. 85-91 ; ed. Immanuel Bekker, Bonn, 1835. p. 270, l. 18- p. 271, l. 4.) ; Τοσοῦτον δ' ἀπειχε τὴν νῦν κατάστασιν ἐπαινεῖν, οἱ μονάζειν μὲν ἐπαγγέλλονται, πολυκτήμονες δὲ καὶ πολυφρόντιδές εἰσιν ὑπὲρ τοὺς τῇ ἐνταῦθα φιληδοῦντας ζωῆ, ὥστε καὶ τὴν νεαράν νομοθεσίαν, ἣν ὁ βασιλευτάτος τῷ ὄντι Νικηφόρος ὁ Φωκάς, ὁ τὴν ἰσχὺν ἠρωϊκὸς καὶ πολλὸς τὴν σύνεσιν, ἔθετο παύουσαν τὰς μονὰς ἐμπλατύνεσθαι κτήσεις, τεθνηκυῖαν πάλαι τῷ χρόνῳ καὶ τὸ κῦρος ἀποθεμένην, τῷ ἐρουθρῷ τῆς βαφῆς ὡς αἵματι ἀναθάλφας ἐζώωσεν。ニケタス・コニアテスの主著『年代記』は全 21 巻から成り、1118-1206 年にわたる出来事を諸皇帝の治世ごとに叙述する。それは自らを、アンナ・コムネナの『アレクシオス伝』'Αλεξιάς, ヨハネス・ゾナラスの『世界年代記』'Ἐπιτομὴ ἱστοριῶν を引き継ぐものと位置付けている。1176 年 6 月に発布されたマヌエルのこの行政命令 Prostagma については, Dölger, *Regesten*, no. 1523. を参照。それは、修道院の課税台帳への登録免除を止める措置だった。JGR, III, p. 502 ; Zepos, I, p. 425. Dölger, *Regesten*, no. 1523. を参照。また、ルメル, スヴォロノスによって議論の対象とされた no. 1419. をも参照。Svoronos, Les Privilèges de

- l'Église p. 375-382.
- (29) Svoronos, Les Privilèges de l'Église, p. 383 ; Konidares, *op. cit.* (n. 3), p. 137.
- (30) Svoronos, Les Privilèges de l'Église, p. 383 ; id., Société et organisation intérieure dans l'empire byzantin au XIe siècle : les principaux problèmes", in *Proceedings of the Thirteenth International Congress of Byzantine Studies*. Oxford, 1967, p. 373 - 389, at p. 378. (= id., *Études sur l'organisation intérieure, la société et l'économie de l'Empire Byzantine*. art. IX.) cf. id., Remarques sur la tradition du texte de la nouvelle de Basile II. *Recueil des travaux de l'Institut d'Études Byzantines*, viii, 2 (*Mélanges G. Ostrogorsky*, ii ; Belgrade, 1964), p. 427-434 ; id., Les privilèges de l'Église. (n. 27) p. 348-354.
- (31) Svoronos, *AEHE*. 1970-71 (n. 17), p. 358.
- (32) Vasilievsky, *Труды*, m. 4 (n. 12), p. 328f. Vasiliev, A. A., *History of the Byzantine Empire*. I. 2nd ed. Madison, 1952. p. 336. Kazhdan, A. P., *Деревня и город в Византии, IX-X вв.* Moscow, 1974. p. 74, n. 71.
- (33) Charanis, Monastic Properties, p. 61, n. 23.
- (34) Thomas, J. Ph., The Crisis of Byzantine Ecclesiastical Foundations, 964-1025. *Byzantinische Forschungen* 9 (1983) p. 262, n. 17 ; id., A Disputed Novel of Basil II. id., *Private Religious Foundations*. また, Emil Herman, 'Chiese private' e diritto di fondazione negli ultimi secoli dell' impero bizantino. *Orientalia Christiana Periodica (OCP)* 12 (1946) p. 302-321 ; id., Ricerche sulle istituzioni monastiche bizantine. *OCP* 6 (1940) p. 293-375.
- (35) Athanasius, Typikon, ed. Meyer, *Haupturkunden*. (n. 13) p. 101-122, esp. p. 114, l.28-p. 115, l.6 : 'Ἐντελλόμεθα δὲ πρὸς τοῖς ὀγδοήκοντα μοναχοῖς τοῖς ἀπὸ τῆς τοῦ μακαριωτάτου βασιλέως τοῦ κυροῦ Νικηφόρου διαταγῆς ἐν τῷ εὐσεβεῖ χρυσοβουλίῳ αὐτοῦ τεθεῖσι καὶ ἑτέραν ἀριθμοῦ προσθήκην μοναχῶν τεσσαράκοντα ποσθεθῆναι ὡς εἶναι τὸν ἀμφοτέρων τῶν μοναχῶν ἀριθμὸν ἑκατὸν εἴκοσι, μετὰ τῶν ἐν τῷ μετοχίῳ καθεζομένων. Ἐπειδὴ καὶ ὁ κύριος Ἰωάννης ὁ εὐσεβέστατος ἡμῶν βασιλεὺς προσθήκην ποιησάμενος τοῦ τῆς καθ' ἡμᾶς λαύρας σολεμνίου διακόσια τεσσαράκοντα τέσσαρα νομίματα, ἀναλόγως τῷ

παρὰ τοῦ μακαριωτάτου βασιλέως τοῦ κυροῦ Νικηφόρου γεγονότι· καὶ χρυσοβούλλιον ἑαυτοῦ ποιήσας ἐπιδέδωκεν ἡμῖν πρὸς τὸ χορηγεῖσθαι τῇ καθ' ἡμᾶς λαύρᾳ ταύτην ἀπὸ τῆς ἐπέξεως τῆς Λήμνου διηνεκῶς, ἐπιβεβαιῶν ἅμα καὶ τὴν διὰ χρυσοβούλλιον καθόλου διάταξιν τοῦ δηλωθέντος μακαριωτάτου βασιλέως τοῦ κυροῦ Νικηφόρου. なお、ここで言及されるヨハネス・ツィミスケスのクリュソブローロス（黄金印璽付皇帝文書）は972年以前に発布されたと推定されるが、原テキストは伝承されていない。cf. Dölger, Regesten, no. 744. また、Vie de S. Athanase l'Athonite, ed. Louis Petit, *Analecta Bollandiana* 25 (1906) p. 5-89. 中の ch. 36, p. 49-50. にも同様の記事が見られる。

- (36) Leo Diaconos. *Historia*, 6. 5. (Bonn) p. 99
- (37) Scylitzes *Synopsis Historiarum*, ed. Thurn. p. 285.
- (38) *Patria Konstantinoupoleos*, 3. 213. ed. Preger. Berlin, 1907. p. 282.
- (39) Psellos, *Chronographia*, 1. 20. (ed. Renauld, I, p. 13, l. 16-22.): ἐβούλετο μὲν ἐκ θεμελίων καθαιρήσειν, τὸ δὲ τῆς πράξεως ἀναιδὲς εὐλαβοῦμενος, τὸ μὲν ἐκείθεν ὑφῆρει, τὸ δὲ κατέσειεν, τὰ ἐπιπλα, τὰς ἐφηρμοσμένας λίθους, τὸ δ' ἄλλο τι ποιῶν τιοιυτότροπον, οὐκ ἀνίει ἄχρις οὐ φροντιστήριον ἰδεῖν, χαριεντισάμενος εἰπὼν, τὸ μοναστήριον δέδρακε, διὰ φροντίδος τιθεμένων τῶν ἐν αὐτῷ, ὅπως ἂν ἑαυτοῖς τὰ ἀναγκαῖα πορίσαιντο. プセーロス (1018-1078? 年) は、11世紀半ばに活躍した高級司法官職者・歴史家。後述するイサキオス・コムネノス帝と総主教ケルラリオスの角逐に当たっては、前者に退位を促した。『年代記』は、バシレイオス2世の登位時(976年)から1078年までの帝国内外の諸事件を伝える。
- (40) Psellos, *Chronographia*, 1. 20. また、Franz Dölger, *Aus den Schatzkammern des heiligen Berges*. München, 1948. no. 108. (A. D. 984) に見られる、アトス山開山者アタナシオスがイベリアの修道院長ヨハネス某に与えた贈与の証書を参照。この証書には、バシレイオス2世によって以前になされた(実際にはバラコイモメノスのバシレイオスが「代理」で行った)ラヴラ修道院へのネア島の贈与が言及されている。これもまた、ニケフォロス・フォーカスの法規定からの明らかな逸脱である。
- (41) Thomas, *Private Religious Foundations*. p. 148.
- (42) Thomas, *ibid.* 法書『ベイラ』は、コンスタンティノーブル所在「ヒポド

「ロームの裁判所」(＝最高裁判所)の判事たちによって出された判決の集成で、1040-1050年のものと考えられている。ほかの無名の判事たちの判決とともに、とりわけエウスタティオス・ローマイオス Eustathios Rhomaios の名で伝えられる判決が多く含まれている。問題の記事は、*Peira* 15. 4 et 8. (= *JGR* I, p. 43-44. = Zepos, IV, p. 49-51.) に見られる。"Οτι ἡ μονὴ τοῦ Πιπερᾶτου ἐξ ἀρχῆς οἶκος ἦν κοσμικοῦ τινος, ὃς ἐδωρήθη εὐλαβεῖ τινι μοναχῷ, καὶ οὕτως σεμνεῖον τοῦτο ποιήσας τῷ κυρῷ Ῥωμανῷ τῷ γέροντι πρὸ τοῦ βασιλεῦσαι δέδωκε. καὶ οὗτος μετὰ τὴν ἀρχὴν ἐπὶ μέγα αὐτὴν ἐπῆρε καὶ Μαριανῷ πρωτοβεστιαρίῳ ὄντι ταύτην δέδωκε, οἶον καὶ αὐτὴν καὶ τοὺς αὐτῆς ὡς βούλεται καὶ ἐφεξῆς. ὕστερον δὲ ὁ πατριάρχης κύρος Νικόλαος ἐξήτει τὴν μονὴν ἐπὶ τὰ πατριαρχικὰ δίκαια ὑποποιήσασθαι. ὁ δὲ κρίνων βασιλεὺς καὶ δικαστὴς ἐσημειώσατο, μὴ δικαίως λέγειν τὸν πατριάρχην' οὐ γὰρ εὐρέθη ἡ μονὴ ὑπὸ τὴν ἐξουσίαν τῆς ἐκκλησίας ὑπογεγραμμένη' καὶ διὰ τοῦτο ἐκώλυσαν τὸν πατριάρχην, εἰπόντες ὅτι καὶ ἀπ' αὐτῶν τῶν ἐκκλησιαστικῶν κανόνων καὶ τῶν παλαιῶν νόμων ἀπηγόρευται, οὐδὲ ἀφήρηται τὰ τῆς αὐτοδεοπότου ἐξουσίας, ἣ συγκεχώρηται πρὸς ἕτερον ὑπάγεσθαι ἢ ἀπογράφεσθαι ἢ βρεβοῦσθαι. εἰ δὲ ὡς ἀπὸ ἔθους ἴσως ἔχῃ ἐν πολλοῖς χώραν ἢ μετὰθεοὺς ἐκ τῶν διαδόχων παραχωρηθεῖσα τῇ σφῶν ἀνεξικακία, τὸ παρὰ κανόνα ἢ κατα πλάνην γεγονὸς οὐ δίκαιον ἠγεῖσθαι κύριον. この記事は、以下の諸論考でも論及されている。Ahrweiler, Helene, *Charisticariat et autres formes d'attribution de fondations pieuses aux Xe-XIe siècles. Zbornik Radova Vizantoloskog Instituta* 10 (1967) p. 26 ; Thomas, *The Crisis of Byzantine Ecclesiastical Foundations, 964-1025. Byzantinische Forschungen* 9 (1983) p. 255-274, at p. 263 ; Herman, 'Chiese private' *OCP* 12 (1946) p. 306-307 ; id., *Ricerche sulle istituzioni monastiche bizantine. OCP* 6 (1940) p. 343.

(43) Herman, *Chiese private*, p. 306-307. また, Ahrweiler, *Charisticariat*, p. 7-8.

(44) Lemerle, *Agrarian History*, p. 111-112. なお, ルメルは, 988年新法の信憑性に疑いを抱くにあたって, 996年新法第6章で宣せられる, パロコイモメノス職の大伯父バシレイオス(在任中に発布されたクリュソプーロスの全般的無効の措置に注目している。大伯父バシレイオスの意向に従って発布された法令

πρόστασις を、自身の「検閲の記し」*ἐπιρήθη* によってのみ依然有効なものとするこの措置は、大伯父によってなされた有力者に対する数々の特権付与の再検討と撤回を意図していたと考えられる。ただし、ルメルの議論は、パロコイモメノス職のバシレイオスの解任時期をプセーロス説（989年半ば）に依っており、注25にあるヤヒヤ説をとる場合、論拠を失う。

- (45) Schlumberger, *L'Épopée byzantine*. p. 727. Thomas, *Disputed Novel*, p. 281. また, Bréhier, Basile II. in *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques* 6 (1932) p. 1092. Albert Vogt, in *Cambridge Medieval History IV*. Cambridge, 1927. p. 89-90.
- (46) Scylitzes, *Synopsis Historiarum*, p. 433 f.
- (47) バシレイオス2世治世のクロノロジーは, V. R. Rozen, *Imperator Vasilii Bolgaroboica*. p. 399-415. を参照.
- (48) Charanis, *Monastic Properties*, p. 26.
- (49) Schulumber, *L'Épopée, byzantine*. p. 728. なお, ブレイエはさらに, 総主教ニコラオス2世クリュソベルゲス(在位984-995年)がバシレイオス2世に働きかけてニケフォロス・フォーカスの法令を破棄させたと推測している. Bréhier, *op. cit.* (n.45) p. 1092. クリュソベルゲスは, キエフにはじめて置かれた主教ないし府主教を聖別した総主教である. バシレイオス2世がキエフ大公ウラジミールから援軍を要請するにあたって「緋室の生まれ」の皇女を求められ, 結局ウラジミールの改宗を条件にバシレイオスの妹アンナが降嫁したことはよく知られている. この一連の対ロシア人関係の中で, クリュソベルゲスが一定の積極的役割を任ったことは, 十分考えられることではある.
- (50) Psellus, *Chronographia*, 7, 59. (ed. Renauld, II, p. 119) : *εἶτα δὴ δεῖσαν αὐτοῖς χρήμασι τε καὶ κτήμασι κατευδαμονίσαι τὰ ἀσκητήρια* (τούτο γὰρ δὴ τὸ ὄνομα ταῖς οἰκοδομαῖς ἐσχεδιάζον), τὰ μὲν τὰ τῶν ἀνακτόρων ἀποκενούντων ταμεῖα, τὰ δὲ τὰς δημοσίους ἀκρωτηριαζόντων τῶν κοινῶν συνεισφορῶν ἀφορμὰς, καὶ οὐ τὴν ἀποχρῶσαν ... ; 7, 60. (ed. Renauld, II, p. 120) : *περικρούεται γὰρ τὰ πλείω τῶν ἀποτεταγμένων τοῖς ἐκείνων ναοῖς, καὶ ταῦτα εἰς τὴν δημοσίαν θείᾳ σύνταξιν, ἐκείνοις τὸ ἀποχρῶν συλλογίζεται, ἐπαληθεύσας αὐτοῖς τοῦ ἀσκητηρίου τὸ ὄνομα*; なお, イサキオス・コムネノスの財政改革については, 以下の文献を参照した. Stanescu, Eugen, *Les réformes d'Isaac Comnène*.

- Revue des Études sud-est européennes* 4 (1966) p. 35-69. Oikonomides, Nicolas, *Fiscalité et exemption fiscale à Byzance (IXe-XIe siècle)*. Athens, 1996. passim.
- (51) Stanescu, *op. cit.*, p. 51-52. Psellos, *Chronographia*, 7. 65. なお、ケドレノス＝スキュリツェス、ゾナラスの記事によれば、このときケルラリオスは皇帝にのみ許されてきた緋色のブーツを履き、イサキオスに退位を迫ったという。Kedrenus-Scylitzes, ed. Bekker, II, p. 643; Zonaras, *Epitome Historiarum*. ed. Pinder, M. Büttner, Th. Wobst, I-III. Bonn, 1841-1897. III, p. 668. しかし、イサキオスは屈せず、逆に1058年11月8日、郊外の修道院に出掛けたケルラリオスを城壁の外で逮捕し追放したのだった。
- (52) Attaleiates, Michael, *Historia*. ed. I. Bekker. Bonn, 1853. (Corpus Scriptorum Historiae Byzantinae, 29) p. 60-62. esp. at p. 61, l. 13-17; *πράγμα παρανομίας μὲν δόξαν ἢ ἀσεβείας εἰσάγον, καὶ πρὸς Ἱεροσολίαν τοῖς εὐλαβεστέροις ἐκ τοῦ προχείρου ἀναφερόμενον, ἀποτέλεσμα δὲ μηδὲν ἄποπον ἀποφέρον πρὸς γε τοὺς ἐμβριθῶς τὰ πράγματα διακρίνοντας*. プセーロス (*Chronographia*, 7. 61) も、アッタレイアテスの見解に同調する。
- (53) 『バシリカ梗概』Synopsis Basilicorum は、バシリカ法典(全60巻)の簡易版で、同法典に含まれる法令冒頭のキーワードをアルファベット順に配列し、法令摘要を抜き書きして、レファランスを添えたものである。おそらく10世紀に作成され、バシリカ全巻の約10分の1のテキストを含む。テキスト引用箇所の正確な挙示、また補足的文言への参照指示が見られ、その配列法のゆえに、浩瀚なバシリカを利用する上での強力な補助文献、また実際の場合では一冊の簡易本として原本に代わるものとして実用されたい。伝承される写本数は多く、それはこの書がいかに多くの利用を得たかを物語っている。伝承される写本の多くには、注記(スコリア)とテキストの補足が含まれ、また通常、主として10~12世紀の皇帝新法テキストからなる「付録」とともに伝えられている。cf. Hunger, H., *Die hochsprachliche profane Literatur der Byzantiner*. 2. Bd. München, 1974. p. 461-462; Art. by Ludwig Burgmann in *The Oxford Dictionary of Byzantium*. Oxford, 1991. p. 1995.
- (54) Florent. Bibl. Laurent. Plut. LXXX-8 (13 c); Vat. Gr. 852. (13 c); Athen. Mus. Benaki 20 (14 c); Paris. Gr. 2005 (1447); Paris. Gr. 1351 (15

- c) ; Paris. Gr. 1388 (15 c) ; Paris. Suppl. Gr. 1236 (15 c) ; Paris. Suppl. Gr. 538 (16 c). cf. Svoronos, *Recherches sur la tradition juridique*, p. 97, No. 16, n. 1.
- (55) Svoronos, *Recherches sur la tradition juridique*, p. 22, n. 3, cf. p. 39, n. 2. 「付録 A」の伝統の中でニケフォロスの964年新法を伝える写本数は29通である。そのうちの28通は完全テキストを伝え、残る1通（アトス山パントクラトール修道院文書第243番。次注参照）はテキスト梗概を伝えている。
- (56) Svoronos, *Recherches sur la tradition juridique*, p. 97, No. 16, n. 1, cf. No. 15, n. 1. なお、スヴォロノスは、「付録 A」の系譜に連なる写本事例で、13世紀に作成されたアトス山パントクラトール修道院文書第243番（全547葉）に関説する中で（*ibid.*, p. 85, n. 3.）、この写本作成者がその存在を注記しているにもかかわらず、バシレイオスの988年新法テキストそのものが「意図的にオミット」されたことは重要であると論じている。この写本には、964年新法の梗概版（AIII）が収録されていて、その余白に短く「本法はその後起草のバシレイオス帝新法によって宙に浮かされた」*ἡ τοιαύτη ἀνηρέθη παρὰ τῆς ἐμπροσθεν γραφείσης νεαρᾶς α' κυροῦ Βασιλείου* と記されている。テキストそのものが収録されず注記でその存在が示されるケースは、本文中でも指摘したように「付録 A」の系譜に連なる諸写本に多く見られ、スヴォロノスも他の事例（*ibid.*, p. 22, n. 3.）の参照を指示するのだが、素直な解釈を排除する根拠は示されていない。Svoronos, *Les Nouvelles des Empereurs Macédoniens*. p. 152, n. 382. においても同じ議論が繰り返されている。なお、パントクラトール修道院文書の掉尾を飾るこの重要な第243番写本については、ランブロスのカタログ中の解説をも参照。Lambros, Sp. P., *Catalogue of the Greek Manuscripts on Mount Athos*. (2 vols. Cambridge U. P., 1895-1900) v. 1, p. 112-113.
- (57) Balsamon, *Comm. ad C. Const. I et II*, c. 1. ed. Rhalles & Potles, II (Athens, 1852), p. 652, l. 6-p. 653, l. 27. cf. Konidares, *Tò δικαίον* (n. 17), p. 137, n. 22.
- (58) Dölger, F. / Karayannopoulos, Johannes, *Byzantinische Urkundenlehre*. München, 1968. p. 136-137.
- (59) Ahrweiler, Charisticariat, p. 18.

- (60) Carelos, P., *Bemerkungen zur Herrschaft Basileios' II Bulgaroktonus. ByzantinoSlavica* 53 (1992) p. 8-16. Oikonomides, *Fiscalité et exemption fiscale*. p. 141-142. ただし、以下の研究は見解を異にしている。Sifonas, Ch., *Basile II et l'aristocratie byzantine. Byzantion* 64 (1994) p. 118-133.
- (61) 996年新法第4章は、「国庫 *ὁ δημόσιος* の権利を無効化するような時効期間が存在しない」ことを宣して、すべての土地に対する「アウグスティヌス帝以来の」国庫の権利 *δημόσιον δίκαιον* を主張している。ここでの規定は、狭く国有地、皇帝御料への領域侵犯に対する主張というよりは、徴税額査定役人「エポプテース」の派遣等、国家の財政的権利が問題になっているように読める。イコノミデスによれば、それは、有力者によって占拠されていた土地のすべてに対する買戻し権を国庫に確保しようとする規定であった。Oikonomides, *Fiscalité et exemption fiscale*. p. 142.
- (62) Svoronos, N., *Recherches sur le cadastre byzantin et la fiscalité aux XIe et XIIe siècles. Bulletin de Correspondance Hellénique* 83 (1959) p. 57 f.
- (63) Oikonomides, N., *L'évolution de l'organisation administrative de l'empire byzantin au XIe siècle (1025 - 1118). Travaux et Mémoires* 8 (1976) p. 136-137; Oikonomides, *Terres du fisc et revenu de la terre aux Xe - XIe siècle. Hommes et Richesses dans l'empire byzantin*, II. (Paris, 1991) p. 336-337.
- (64) Scylitzes, *Synopsis Historiarum*, ed. J. Thurn. p. 347; Zonaras, *Epitome Historiarum*. ed. Pinder et al. III, p. 561. cf. Lemerle, *Agrarian History*, p. 79. Oikonomides, *Fiscalité et exemption fiscale*. p. 142.